

別添3

土木設計業務等請負契約書

- 1 設計業務の名称
- 2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 請負代金額  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額)
- 4 支払条件 前金払 40%以内、部分払 回及び完成払
- 5 契約保証金 納付

山田町震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務（以下「業務」という。）の一部として実施する上記の設計業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第11条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第51条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

12 この契約において、「専門業者」とは、受注者が契約する下請負人のことをいう。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から○日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中の「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物（第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該

当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（専門業者の活用）

第8条 受注者は、業務を実施するに当たり、専門業者を活用するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、承認を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査職員）

第10条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
  - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第11条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第8条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することがで

きる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第22条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更

し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第27条 削除

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第30条 削除

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第18条から第24条まで、第27条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担



すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査及び専門業者への支払い状況の確認を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(請負代金額の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日まで期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の

10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、通知を受けた日から14日以内に受注者の立ち会いの上、設計図書の定めるところにより、その確認及び専門業者への支払い状況の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額

$\times (9/10 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

- 5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

指定部分に相応する請負代金額 $\times (1 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

二 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

引渡部分に相応する請負代金額 $\times (1 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第42条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第32条第2項（第39条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第43条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から第39条の規定による部分引渡しに係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第43条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者

等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 管理技術者を配置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第45条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第47条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第48条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第39条の規定により部

分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第39条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条によるときは発注者が定め、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第49条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第50条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第51条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争

及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

（契約外の事項）

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



#### 別添 4

### 重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

(定義)

第1条 発注者及び受注者が平成 年 月 日付で締結した[ ]の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務（以下「業務」という。）を実施するに当たり、重要な情報及び個人情報（第2条に掲げるものをいう。以下「重要な情報等」という。）を取り扱う場合は、次によるものとする。

(重要な情報等)

第2条 本契約における重要な情報等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 発注者の〇〇〇に関する情報
- 二 発注者の△△△に関する情報
- 三 発注者の□□□に関する個人情報

(重要な情報等の取扱い)

第3条 受注者は、重要な情報等の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、発注者又は個人の権利利益を侵害することのないよう、重要な情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、業務に関して知り得た重要な情報等を他に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第5条 受注者は、業務に関して取り扱う重要な情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、業務を処理するために重要な情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た重要な情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた重要な情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等の制限)

第9条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、他に委託し、又は請け

負わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、業務を行うため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した重要な情報等が記録された資料等は、本契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第11条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の調査)

第12条 発注者は、受注者が業務を行うに当たり、取り扱っている重要な情報等の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所  
氏名

印

受注者 住所  
氏名

印

## 山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体（以下「受注者」という。）は、山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり基本的事項を定める協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （総則）

第1条 本協定は、本協定に規定する全ての契約の根幹を成すものであり、発注者及び受注者は、本協定に定める適切な役割分担のもと、相互に連携し、山田町震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑かつ迅速な工事促進が図られるよう努めるものとする。

### （発注者の役割）

第2条 事業における発注者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 複数の地区及び事業の推進に関する一体的マネジメント
- 二 事業認可、事業実施に必要な許認可の取得、事業推進のための関係機関協議等の実施及び総合調整に関すること
- 三 地権者及び地元組織との合意形成に関すること
- 四 補償を含む地権者の権利に関すること

### （受注者の役割）

第3条 事業における受注者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
- 二 関連公共施設を含む施工計画の検討
- 三 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- 四 地方公共団体等との設計協議
- 五 施工開始後の他企業との調整
- 六 具体的な施工計画の立案に関すること
- 七 工事の施工に関すること

2 前項第一号から第五号の業務をマネジメント業務という。

### （受注者の業務内容）

第4条 受注者が実施する業務は、設計図書に示した整備内容が確定し、速やかに工事着手する早期業務及び現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務に区分するものとする。

- 2 前条第1項第七号の次期業務の工事の施工に関して、工事着手時期に応じて次期整備工事1及び次期整備工事2に区分するものとする。
- 3 受注者は、早期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 マネジメント業務（前条第1項第二号を除く）
  - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
  - 三 残土の公道運搬を含む施工計画並びに詳細設計
  - 四 許認可等に係る図書作成
  - 五 工事施工
- 4 受注者は、次期整備工事1に関連する次期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 マネジメント業務
  - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査等及び地形測量等
  - 三 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
  - 四 許認可等に係る図書作成
  - 五 工事施工
- 5 受注者は、次期整備工事2に関連する次期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 マネジメント業務
  - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査等及び地形測量等
  - 三 発注者から提示する基本設計の修正及び詳細設計
  - 四 許認可等に係る図書作成
  - 五 工事施工

（統括管理技術者の配置）

第5条 受注者は早期業務及び次期業務を行うにあたり、業務の全般を管理する専任の統括管理技術者を配置するものとする。

- 2 発注者は、統括管理技術者がその職務を執行するにあたり、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

（コストプラスマネジメントフィーに関する合意）

第6条 業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーという。

- 2 業務原価は、次の各号に掲げるものの実際に要する費用とする。

- 一 工事施工に要する費用及びマネジメントに必要な人件費等（以下「工事原価」という。）
  - 二 地盤調査等の工事施工に必要な調査の実施に要する費用（以下「調査原価」という。）
  - 三 地形測量の実施に要する費用（以下「測量原価」という。）
  - 四 基本設計及び詳細設計に要する費用（以下「設計原価」という）
- 3 マネジメントフィーは、次の各号に掲げる企業の継続運営等に必要とする費用とし、業務原価の〇%とする。
- 一 取締役及び監査役に対する報酬
  - 二 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
  - 三 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
  - 四 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
  - 五 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
  - 六 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
  - 七 通信費、交通費及び旅費
  - 八 電力、水道、ガス、薪炭等の費用
  - 九 技術研究、開発等の費用
  - 十 広告、公告、宣伝に要する費用
  - 十一 事務所、寮、社宅等の借地借家料
  - 十二 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
  - 十三 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
  - 十四 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
  - 十五 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
  - 十六 契約の保証に必要な費用
  - 十七 火災保険その他の損害保険料
  - 十八 電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
  - 十九 法人税、都道府県民税、市町村民税等
  - 二十 支払利息及び割引料、支払い保証料その他営業外費用
  - 二十一 株主配当金、役員賞与金、内部留保金
  - 二十二 経理・監査に必要な費用
  - 二十三 工事に関連する調査、測量、設計及び工事施工の一体的マネジメントに対する技術報酬

(業務原価の算定に用いる基準等)

第7条 業務原価に含まれる内容は、次の各号に掲げるものとする。

一 調査原価

地盤調査等にあつては、直接調査費、間接調査費、業務管理費及び一般管理費等とする。  
一般管理費等については、地質調査積算要領(平成23年10月、独立行政法人都市再生機構)に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

二 測量原価

地形測量にあつては、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等とする。  
一般管理費等については、測量作業積算要領(平成23年8月、独立行政法人都市再生機構)に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

三 設計原価

基本設計及び詳細設計にあつては、直接人件費、諸経費及び技術経費とする。  
諸経费率及び技術経费率については、都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説(平成16年7月1日、独立行政法人都市再生機構)に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

四 工事原価

工事原価は、工事の施工に必要な直接工事費、共通仮設費及びマネジメント業務を含む現場配置技術者の人件費等とする。

工事原価に含める現場配置技術者の人件費等は、以下のとおりとする。

- ・ 現場労働者に係る次の費用
  - i 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む)
  - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
  - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
  - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・ 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・ 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課(ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く)
- ・ 自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・ 現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与(ただし、本

店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く)

- ・ 現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・ 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・ 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ・ 通信費、交通費及び旅費
- ・ 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・ 工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費
- ・ 工事实績等の登録に要する費用
- ・ 原価性のある広告諸経費
- ・ 原価性のある雑費

(インセンティブ及びリスクに関する合意)

第8条 発注者及び受注者は、コスト縮減等を算定するための基準となる価格（以下「インセンティブ基準価格」という。）を設定するものとする。

2 受注者が第4条第3項第5号、同第4項第5号及び同第5項第5号に規定する工事施工を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項が発生した場合には、発注者は業務原価及びマネジメントフィーに対し、インセンティブフィーとしてコスト縮減額の50%相当額を支払うものとする。

- 一 早期業務において、設計VE等によりインセンティブ基準価格が安価となった場合
- 二 工事施工において、施工時VEによりインセンティブ基準価格が安価となった場合
- 三 工事施工において、施工時VEと同等と認められ、インセンティブ基準価格が安価となった場合

3 発注者及び受注者は、技術提案及び価格協議において確認したリスクについて、別紙リスク分担表のとおり合意する。

なお、当該リスク分担表に定めのない事項の取扱いについては、その都度、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

4 発注者及び受注者は、工事原価の不用意な増額を防止するために、上限額の設定を行うもの

- とする。上限額は、発注者と受注者の協議により決定される発注者から受注者に移転するリスクの額（以下「リスク管理費」という。）をインセンティブ基準価格に加えたものとする。
- 5 発注者及び受注者は、リスク管理費について相互に連携し、リスクが発現しないように努めるものとする。
  - 6 インセンティブ基準価格、インセンティブフィー及びリスク管理費は、次の各号に掲げる4区分で設定するものとし、発注者と受注者は、別添様式により山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書（以下「確認書」という。）を交換するものとする。
    - 一 早期業務
    - 二 次期整備工事1及び次期整備工事1に関連する次期業務（以下「次期1業務」という。）
    - 三 織笠地区に係る次期整備工事2及び次期整備工事2に関連する次期業務
    - 四 山田地区に係る次期整備工事2及び次期整備工事2に関連する次期業務なお、第三号及び第四号に規定する次期業務を次期2業務という。
  - 7 早期業務及び次期業務の工事原価に係る当初のインセンティブ基準価格は、工事請負契約の締結に先立ち、価格交渉によって合意した額とする。
  - 8 発注者及び受注者は次の各号に掲げる事由が生じた場合には、双方協議のうえ、インセンティブ基準価格と確認書を変更するものとする。
    - 一 受注者が実施する詳細設計によって工事原価が変更となった場合
    - 二 設計VE等によって工事原価が安価となった場合
    - 三 工事の施工に伴って、リスク管理費に見込んだ項目が発現し、工事原価に組み入れられた場合
    - 四 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合

（早期業務の契約の締結）

- 第9条 発注者及び受注者は、本協定締結後、早期整備工事について、工事原価にマネジメントフィーを加算した額をもって工事請負契約を締結する。
- 2 受注者は、前項の工事請負契約の締結後、速やかに第4条第3項第1号のマネジメント業務を開始する。
  - 3 本協定締結後、速やかに発注者は、受注者に対して、事業認可等の見通しを通知する。受注者は、関連公共施設を含む業務全体の施工手順書を作成する。
  - 4 受注者は、第2項のマネジメント業務を開始したのちに、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、発注者と当該業務の請負契約を締結する。
  - 5 詳細設計完了後、第1項の工事請負契約に変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は協



議のうえ、第8条第2項に規定するインセンティブフィーが生じたときはその額を、第8条第3項に規定するリスクが発現したときはそのリスク管理費を、それぞれ加算して、契約の変更を行うものとする。

(次期1業務の契約の締結)

第10条 発注者は、受注者に対して発注者が実施した次期1業務に係る基本設計等の成果物の提供と併せて、次期1業務の開始時期について指示を行うものとする。

2 受注者は前項の成果物の内容を確認し、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。

3 発注者及び受注者は、次期1業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

なお、受注者は第12条第1項の規定によるものを除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

(次期2業務の契約の締結)

第11条 発注者は、受注者に対して発注者が実施した次期2業務に係る基本設計等の成果物の提供と併せて、次期2業務の開始時期について指示を行うものとする。

2 発注者及び受注者は、事業計画変更等により基本設計の修正が生じた場合は、その手続きが完了したのち、修正基本設計の請負契約を締結するものとする。

3 受注者は、前項に規定する請負契約締結後、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。

4 発注者及び受注者は、次期2業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき速やかに工事請負契約を締結するものとする。

なお、受注者は第12条第1項の規定によるものを除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

(次期業務の工事施工を行わない場合の合意事項)

第12条 次期業務の工事施工が、本協定締結から2か年の間までに次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、発注者と受注者間で協議のうえ、次期業務の一部又は全部を実施しないものとする。

- 一 発注者において、次期業務に係る一部又は全部の工事施工を行わないもしくは工事施工の見通しが立たないと判断された場合
- 二 工事原価に関して、発注者と受注者の協議が成立しなかった場合
- 三 受注者において、工事施工が不可能と判断される事由が生じた場合

- 2 前項の規定により、次期業務の工事施工の一部又は全部を実施しないこととなった場合、発注者は受注者より、工事施工を行わないと判断された時点までに受注者が実施した業務の成果物の引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の成果物の引渡しに当たって、精算が必要な場合には、発注者及び受注者が協議のうえ、請負契約の変更を行うものとする。

(オープンブックの採用に関する合意)

第13条 受注者が行う地盤調査等、地形測量等、基本設計、詳細設計及び工事施工の契約の相手方（以下「専門業者」という。）の選定にあたっては、特定の者に偏ることなく地元企業の活用を図るものとし、契約に先立ち発注者の承諾を得るものとする。

- 2 前項に規定する地元企業は、次の各号に該当する企業とする。地元企業の活用にあたっては、専門業者及び数次の下請負人を含めて、広範に検討を行い、最優先で活用を図るものとする。  
なお、地元企業の活用が困難な場合は、その旨を明確にするものとする。

一 工事施工、地盤調査等、地形測量等、修正基本設計及び詳細設計

- (イ) 山田町内に主たる営業所を有する企業
- (ロ) 山田町内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業
- (ハ) 宮古市、大槌町又は釜石市に主たる営業所を有する企業
- (ニ) 岩手県に本店、本社を有する企業

3 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、前項に規定する内容を含めて専門業者の選定に関する事項を定めるものとし、別途、山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書を交換する。

- 4 受注者の構成員が専門業者になることは認めない。
- 5 受注者は、対価の公正さを明らかにするため、発注者にすべての業務原価に係る算出根拠及び証拠書類を開示及び提出し、発注者は、その書類等を確認のうえ、適切なコスト管理を行う（以下「オープンブック」という。）ものとする。

6 発注者は、前項の規定により提出された業務原価に関する算出根拠及び証拠書類に疑義がある場合、受注者に対して詳細な資料の提出を求めることができる。

7 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、第三者機関による監査等を含めてオープンブックの実施方法を定めるものとし、別途、山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書を交換する。

8 第5項に係る事項のうち受注者及び専門業者の人件費に係る事項（以下「人件費に係る事項」という。）については、事業の委託者である山田町への提出及び国等の検査に基づく開示を除き、その他の第三者に対しては非開示情報とする。発注者は、山田町に対して人件費に係る事

項を提出する場合は、国等の検査に基づくものの他は山田町以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。

(請負代金の支払い)

第14条 発注者は、受注者の請求により請負契約及び次項に基づき請負代金を支払うものとする。

2 前払金を除く請負代金については、業務の進捗に応じて受注者が専門業者に支払った額及びそれ以外の業務原価について発注者が確認を行い、当該確認額に第6条第3項に規定するマネジメントフィーの率を乗じて得た額を加算した額（以下「支払対象額」という。）から、発注者が受注者に既に支払った支払対象額に相当する前払金及び前払金を除く請負代金の既支払い額を差し引いた額を支払うものとし、その支払方法については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 受注者は業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(本協定の解除)

第16条 本協定に定める事項について、発注者及び受注者に著しい不履行が認められる場合には、発注者受注者協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(あっせん又は調停)

第17条 この協定の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この協定に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、速やかに建設業法による宮城県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(定めのない事項等)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者受注者協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者各自1通を保有する。

平成24年〇月〇日

発注者 住所  
独立行政法人都市再生機構  
震災復興推進役 小 山 潤 二

受注者 住所  
〇〇・△△山田町震災復興事業共同企業体  
代表者 〇〇建設株式会社東北支店  
代表者

山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づ  
く工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇・〇〇山田町震災復興事業共同  
企業体（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間に平成24年〇月〇日に締結した山田町震  
災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第8条第6項  
の規定に基づき、早期業務のインセンティブ基準価格等の設定に関して以下のとおり確認する。

（総則）

第1条 工事施工に関しては別添のとおりとする。

（インセンティブ基準価格等）

第2条 基本協定第8条第4項に規定する上限額は金 A+B+a 円、その内訳は次のとおり  
とする。

- 一 協定第8条第1項に規定するインセンティブ基準価格は金 A 円
  - 二 協定第8条第4項に規定するリスク管理費は金 B 円
  - 三 協定第6条第3項に規定するマネジメントフィーは金 a (=A×〇%) 円
- 2 基本協定第8条第2項に規定するインセンティブフィーは金 b 円とする。
- 3 工事請負代金の額は、インセンティブ基準価格にマネジメントフィー相当額及びインセンテ  
ィブフィー相当額を加えた金 A+a+b 円とする。

（工事請負代金額の事業区分）

第3条 前条第3項に規定する工事請負代金の額の事業毎の区分は、別表のとおりとする。

平成24年〇月〇日

発注者 住所  
独立行政法人都市再生機構  
震災復興推進役 小 山 潤 二

受注者 住所

【別表】工事請負代金額の事業区分

事業名		工事請負代金額の内訳
1	〇〇〇〇〇事業	<u>A</u> 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>a</u> 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>b</u> 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>計</u> 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2		
3		
4		
5		
6		

山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

リスク分担表

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの発生要因	リスク分担		備考	代表的なリスク
			発注者	受注者		
マネジメント	1 搬出土砂等の置き場の確保	搬出土砂等の仮置き場確保の協議未了・遅延	○			搬出土砂の仮置き場不足
		地区外残土搬出先及び土運搬車の退避場等の借地等交渉の遅延による着工の遅延				
		掘削残土地区外搬出先の条件変更による運搬距離、運搬方法、運搬時期の変更 工期の延長				
	2 市町村等における土地区画整理事業の認可の遅延	事業関連手続き等の遅延による工事着手不可による遅延	○			各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長				
	3 法規制解除、許認可取得等の遅延	関係法令の法規制解除の遅延、許認可等必要手続の未実施による工事着手の遅延	○	○	別紙、「工事特記仕様書(設計・施工条件一覧(関係法令編))」による	各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長				
	4 漁業組合等の地元組織との調整難航	事業関連の調整難航による工事着手の遅延	○			各種協議遅延による工程遅延
		山の形質変更に対する漁業組合への補償発生				
		工期の延長				
		工事関連の説明等の難航による工事着手の遅延 工期の延長				
	5 CMを含む実行予算、補助金措置の遅延	補助金措置の遅れによる業務着手遅延	○			各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長 CM実行予算措置の遅れによる業務体制確立の遅延				
	6 CM体制の構築、調査等業務計画立案、業務の遅延	CM体制の構築遅延による	○	○		各種協議遅延による工程遅延
		・調査等業務計画立案の遅延				
		・専門業者への発注遅延				
		・業務着手遅延				
		各種計画変更に対するマネジメント人員の追加 工期の延長				
	7 高台移転希望者等の地権者合意の遅延	区域設定及び計画戸数等の未確定による調査・設計等の遅延	○			基本設計の変更 計画戸数の変更 各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長				
8 高台移転先画地等、個人地権者レベルでの調整難航	画地計画等の未確定による設計等の遅延	○			基本設計の変更 計画戸数の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	移転者からの整備宅地への苦情による手直し発生					
	工期の延長					
9 市町村等との設計協議の遅延	設計内容見直し等の発生	○	○	協議	基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	設計協議の着手遅延もしくは長期化による調査等業務の遅延					
	不測の協議・調整先の追加					
	工期延長					
10 調査・設計業務等の遅延	調査・設計等業務の着手遅延もしくは長期化による調査・設計等業務の遅延	○			基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	専門業者成果品の品質不良による手戻り、工程遅延					
	専門業者のオープンブック導入遅延による工程遅延					
	各種計画変更に対する調査・設計管理人員の追加 工期の延長					
	工程管理又は工程調整の不備による工期延長					
11 日常の工程管理、品質管理、安全管理	品質管理の不備による品質の未確保	○			急傾斜地周辺の土工における崖下住宅等への被害発生 各種協議遅延による工程遅延	
	地盤の支持力不足、地盤沈下、排水の不良、地下排水等不良による盛土崩壊、構造物等の強度・寸法不足、構造物基礎地盤支持力不足による構造物への影響、植栽の活着低下、路床強度不足による路面沈下、管接合の不備による漏水、その他、基礎整備工事共通仕様書に定めのある品質、出来形等の不足等による影響					
	安全管理の不備による事故等の発生					
	土砂等運搬車両による一般交通との交通災害発生 工期の延長					
	事業計画変更による基本設計の見直し					
	基本設計の見直しに伴う施工内容の変更及び工事施工方法の変更 基本設計の見直しによる設計数量の変更 工事施工方法及び設計数量の変更に伴う工期の変更(大幅な数量増による工期の延長)					
12 事業計画変更等に伴う施工内容、数量の変更	盛土箇所の撤去・処分数量の変更	○			支障となる地中埋設物の発見 不法投棄物の発見 既存建築物の発見 図面に無い埋設物の撤去・処分 既存構造物の残置	
	伐採材等処分先、処分数量の変更					
13 現地精査による施工内容、数量の変更	上下水道計画に関わる設計見直し、工事の追加	○			基本設計の変更 雨水排水先の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	排水路、放流条件に関わる設計見直し、工事の追加					
	その他条件による設計項目の追加、工事の追加					
14 設計協議による条件変更	地元要望に基づく作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更	○	○		基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	地元要望に基づく施工方法の変更					
	地元合意の長期化による調査・設計・工事着手の遅れ					
	地元要望等による過度の安全対策の追加					
	景観変化に対する住民合意形成遅延による工程遅延、計画の変更 各種団体等の反対による工程遅延					
15 地元要望に基づく条件変更等の発生	土運搬工法の最適工法再検討による工法変更	○	○		盛土材としての品質のばらつきによる盛土施工方法の変更	
	工期の延長					
技術特性	1 土運搬工法等の大幅な見直しの発生	○	○		盛土材としての品質のばらつきによる盛土施工方法の変更	
	2 品質の低下					

山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

リスク分担表

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの発生要因	リスク分担		備考	代表的なリスク
			発注者	受注者		
自然条件	1 地盤・地質条件の不測の事態の発生	提示土質調査結果と追加土質調査結果による地質(土砂、軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ)の相違や土量変化率等の相違による施工対象土質の変更	○		予見の可否	地盤改良工法の変更
		不測の地盤状況による施工方法の変更				
		不測の地盤状況による数量の変更				
		自然由来等の重金属類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討				
		土壌汚染対策工等追加による数量の変更				
	工期の延長					
	2 地下水、湧水の発生等に伴う対策工法の追加	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討	○		予見の可否	地下水、湧水対策の実施
		対策工事等追加による数量の変更				
	3 気象・海象・地震・津波	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討	○	○		気象・海象・地震・津波による工程遅延 異常降雪に伴う対策工の実施 ゲリラ豪雨に伴う土砂流出
		不測の自然現象による損害(工事目的物、仮設備、資機材)				
ゲリラ豪雨等の不測の急激な天候不良による土砂流出等の外部影響への復旧対策の実施						
異常降雪・積雪に対する住民対策工事の発生						
対策工事等追加による数量の変更						
工期の延長						
4 作業道路、ヤード等の不足	作業ヤード確保遅延による工事着手の遅延	○	○	協議	各種協議遅延による工程遅延	
	工期の延長					
5 希少種への対応	希少種生態系保全対策実施による着工または工程遅延	○			各種協議遅延による工程遅延	
	希少種生態系保全のための計画、設計、施工法の変更					
6 その他	山火事による作業不能	○	○		各種協議遅延による工程遅延	
	危険生物(熊・毒蛇・蜂など)の出没・発生による作業不能					
社会条件	1 労務、資材調達、重機確保等の遅延	労務等調達の遅延による工事着手の遅延	○	○		地元業者優先契約によるコスト増
		社会情勢の変化等による資材確保の遅延、遠距離化				
		専門業者の選定・承認遅延による工事着手の遅延				
		工期の延長				
	2 物価変動による単価の増減	労務、資材等の物価の上昇に伴う単価の変更	○	○	オープンブック	地元業者優先契約によるコスト増 軽油値上がり ゼンコン値上がり 交通誘導員値上がり
	3 地域住民に対する騒音・振動対策等、環境対策の実施	安全対策等の地元合意遅延による工事着手の遅延	○	○	協議	地元苦情による10tダンプトラックでの運搬作業の中断 他工事を含む交通量増量による安全対策の実施
		供用中道路の管理者協議、公安協議による安全対策等の検討				
		環境影響、工事用車両走行への住民からの苦情発生による工事停止、工程遅延				
	4 周辺地域に対する泥水流出等、水質汚濁対策の実施	漁港等への泥水流出、水質汚濁対策の検討	○	○		地元苦情による工事中断 濁水処理設備の増設
		対策工の実施による数量の変更				
	5 地域特性等に伴う施工条件の変化	水質汚濁による漁業への影響、漁業組合からの苦情への対策	○			各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長				
		安全対策工等追加による数量の変更、安全対策等の検討				
		社会的な震災復興関連対応等による工事休止(復興イベント等)				
		地中埋設物の発見等による工事対応				
想定外の埋設物の存在による損傷						
6 法律改正、基準改定等による設計変更	架空線等近接構造部による工事対応	○			基本設計の変更 土質に係わる変更 各種協議遅延による工程遅延	
	残存ガレキ・不法投棄物の発見及び存置既存建物等、設計条件との差異への対応					
	工期の延長					
	消費税増税					



〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書

## (標準案)

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第12条第7項の規定に基づき、次のとおり確認する。

### 第1章 コストに関する情報の開示

（情報開示）

第1条 受注者は、発注者に対して、契約及び支払いに関する透明性を確保するために、〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務（以下「業務」という。）の業務原価に関するすべての情報を開示する（ただし、開示する情報については、第15条による場合を除く）。

（開示情報の内容）

第2条 前条の場合において、受注者が発注者に開示する情報の内容は別表1のとおりとする。

（業務原価の確認）

第3条 業務原価に算入する項目は次の各号のとおりとする。

- 一 地質調査積算要領（平成23年10月 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 二 測量作業積算要領（平成23年8月 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 三 都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説（平成16年7月1日 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 四 土木・造園工事積算要領（平成24年度 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもので、現場管理費に計上される受注者の現場配置技術者の人件費等及び一般管理費等を除いたもの
- 五 別表2に掲げる受注者の現場配置技術者の人件費等に係るもの
- 六 発注者が、汎用性のあるものと認めた積算要領等に含まれるもの

### 第2章 オープンブックの実施体制

（実施体制の整備）

第4条 発注者及び受注者は、〇〇震災復興事業の円滑な進捗に資するよう役割を明確にしたオープンブックに関する実施体制の整備を図る。

（発注者の実施体制と役割）

第5条 発注者は、オープンブックの実施にあたって、別表3に掲げるオープンブック実施チームを整備する。

2 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。

- 一 社内における報告、決済等についての規則の整備

- 二 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備
- 三 受注者から発注者に提出される業務原価に関する算出根拠や証拠書類のチェック
- 四 発注者及び受注者間で締結した工事請負契約書等に基づく進捗管理
- 五 ○○市(町)からの委託事業費(予算)の管理
- 六 基本協定に基づく発注者リスクの低減及びリスク管理費の見直しに関する事項
- 七 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する事項

(受注者の実施体制と役割)

第6条 受注者は、オープンブックの実施にあたって、別表4に掲げるオープンブック実施チームを整備する。

- 2 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。
  - 一 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備
  - 二 証拠書類(見積書、契約書、出来高調書、納品書、支払伝票等)の分類、管理及び保管
  - 三 契約・支払い進捗状況調書の作成及び進捗管理
  - 四 リスク管理費を含む実行予算の管理、前払金等を含めた受け入れ額の管理
  - 五 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する提案

(進捗管理の方法)

第7条 前々条第2項第4号及び前条第2項第3条の進捗管理は、次の各号に定める方法によるものとする。

- 一 契約ベースの進捗管理は、発注者及び受注者で締結した工事請負契約等を指標として、業務原価に算入される受注者のマネジメント人件費等の発生状況及び受注者と専門業者が業務原価に算入される契約の締結状況を常に把握することによって行うものとする。
  - 二 支払いベースの進捗管理は、工事請負契約等の範囲内で受注者が作成した実施工程表を指標として、出来高を含めた支払い状況等を常に把握することによって行うものとする。
- 2 契約及び支払いベースの進捗状況は、地元企業関連分を明確にしたうえで、別途定める方法で一般の閲覧等に供するものとする。

(原価管理会議)

第8条 発注者及び受注者は、第6条第1項及び第7条第1項に規定するオープンブック実施チームによる原価管理会議を毎月1回開催する。

- 2 前項の原価管理会議においては、業務原価の管理に必要な次の各号に掲げる事項の確認等を行うものとする。
  - 一 第5条第2項及び第6条第2項に規定する役割に基づく実施状況
  - 二 業務原価に関する予定された金額の範囲内での執行の見通し等
  - 三 事業費の低減方策等に関する取り組み方針
  - 四 業務疑義が生じた内容についての取扱い方針

### 第3章 オープンブックの実施プロセス

(専門業者等に対する支払い)

第9条 受注者が行う専門業者等への支払いにあたっては、各々専用の銀行口座を開設のうえ、以下の各号に定める事務を行うものとする。

(例 示)

一 専門業者への支払い

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

二 資機材納入業者等への支払い

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

三 現場経費等

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

四 人件費等の取り扱い

- イ 社員については、当月分を当月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）に銀行振込みにより支払い（残業手当については翌月精算）
- ロ 派遣社員、個別契約社員等については、各々の契約に従い支払い

五 第一号から前号により発行される証拠書類を翌月末日までに帳簿に取りまとめ、第6条第1項に規定する発注者が設置するオープンブック実施チームにその写しを提出のうえ、原本は受注者の事務所に保管する。

(業務原価への算入確認)

第10条 発注者は、前条第五号の規定により証拠書類が提出された場合、速やかに第3条に規定する業務原価に算入できる項目に合致しているかどうか審査する。

2 発注者は、前項の審査の結果、第3条の規定の範囲内で業務原価への算入を認めないことができる。また、発注者は、必要な場合、受注者に対して是正を求めることができる。

(実施要領書等)

第 11 条 受注者は、オープンブックの実施手順等を示した（例：実施要領書等）（以下「要領書」という。）を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、要領書に基づき適正にオープンブックに伴う会計処理を実施するものとする。

2 発注者は、オープンブックの実施に係る計画書を作成し、受注者に提示するとともに、計画書に基づき適正にオープンブックに係る手続きを実施するものとする。

3 やむを得ない事情により、第 1 項に掲げる要領書に修正を加える必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、書面の改訂処理を行うことができるものとする。

(監査の実施)

第 12 条 受注者は、次の各号に掲げるところにより第三者による監査を実施する。

一 ○○による内部監査を○○毎に実施する。

二 オープンブックに伴う第三者監査の委託先は○○とし、四半期毎に監査を実施する。

三 監査内容は、会計監査、○○及び○○とする。

四 第三者監査の具体的な進め方については別に取り決めるものとする。

(監査結果の報告)

第 13 条 受注者は、前条の規定に基づいて実施した監査結果について、遅滞なく発注者に報告を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定により監査結果の報告を受けたときは、問題があると判断された場合は、専門家の意見を聴取したうえで、受注者に対してオープンブック実施プロセス等の改善を求めることができる。

## 第 4 章 情報開示

(情報開示)

第 14 条 オープンブックの実施に伴う情報については、第三者すべてに開示するものと発注者、○○市(町)及び国にのみ開示し、第三者に対しては非開示とするものとに区分するものとし、その詳細は別表 5 のとおりとする。ただし、非開示とする情報の取扱いについては、第 15 条に定めるとおりとする。

2 第三者すべてに開示する情報の取扱いは、受注者が作成し発注者により予め承諾された第三者開示情報取扱い要領に従い、第 10 条第 1 項の審査を経た後に、速やかに公表するものとする。

(非開示情報の取扱い)

第 15 条 非開示とする情報の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三者に対して非開示とする情報のうち、国等の検査に基づき、発注者から事業委託者である○○市(町)に対して提示する情報については、国等の検査に基づくものの他は○○市(町)以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。

二 第三者すべてに開示する情報について、受注者が発注者に開示しがたい項目が含まれている場合、証拠書類提出の際、受注者は当該証拠書類に非開示を明記のうえ発注者の了解を得て、その部分を非開示とすることができる。

## 第5章 その他

(協議事項)

第16条 この確認書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この確認は平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書二通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階  
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤 二

受注者

【別表1】受注者が発注者の開示する情報の内容

区分		情報の内容
工事 原価	専門業者 資機材納入業者 等	<b>【契約】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細               <ul style="list-style-type: none"> <li>※契約額はUR積算基準等で算定した金額以下であるもの</li> <li>※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの</li> </ul> </li> </ul> <b>【支払】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高調書、納品書、請求書               <ul style="list-style-type: none"> <li>※契約額の範囲内の支払いであるもの</li> </ul> </li> <li>・支払い確認</li> </ul>
	受注者の配置技術者の人件費 ※現場管理費 該当分、マネジメント人件費共通	<b>【支払】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給与、社会保険料、賞与、退職金引当金等を含めた人件費</li> <li>・非常駐の場合には、日時、時間、単価及び証憑を添付               <ul style="list-style-type: none"> <li>※支払い額はインセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの</li> </ul> </li> </ul>
	受注者が支出した配置技術者の人件費以外の経費 ※現場管理費 該当分、マネジメント人件費等共通	<b>【支払】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書、納品書、支払伝票                (JVの場合)</li> <li>・構成員間においては、賦課、配賦、仕向け、立替処理等               <ul style="list-style-type: none"> <li>※第4条の規定に合致しているもの</li> <li>※上記により難しい場合には妥当な根拠があるもの</li> <li>※インセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの</li> </ul> </li> </ul>
調査原価	専門業者 資機材納入業者 等	<b>【契約】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細               <ul style="list-style-type: none"> <li>※契約額は、UR積算基準等で算定した金額以下であるもの</li> <li>※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの</li> </ul> </li> </ul> <b>【支払】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高調書、納品書、請求書               <ul style="list-style-type: none"> <li>※契約額の範囲内の支払いであるもの</li> </ul> </li> <li>・支払い確認</li> </ul>
測量原価		
設計原価		

【別表2】業務原価に算入する現場配置技術者の人件費等

基本協定に記載のある項目

- ・現場労働者に係る次の費用
  - i 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
  - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
  - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
  - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）
- ・自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く）
- ・現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ・通信費、交通費及び旅費
- ・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費
- ・工事実績等の登録に要する費用
- ・原価性のある広告諸経費
- ・原価性のある雑費

【別表3】発注者におけるオープンブック実施チームの組織

発注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

体 制	役 割



【別表4】受注者におけるオープンブック実施チームの組織

受注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

体 制	役 割

【別表 5】 開示情報の区分

第三者すべてに対して開示するもの	第三者に対して非開示とするもの
第 14 条に掲げる項目のうち、第三者に対して非開示とする以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門業者への支払金額の構成単価</li> <li>・ 資機材納入業者等への支払金額の構成単価</li> <li>・ 配置技術者及び専門業者所属員の個人情報</li> <li>・ 受注者の構成員において社外秘とするもの</li> <li>・ 第三者に対して開示することにより、受注者が不利益を被るもの</li> </ul>

〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書

(標準案)

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第12条第3項の規定に基づき、次のとおり確認する。

(総則)

第1条 〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務においては、地元企業の優先活用に加えて、施工能力、品質確保、コスト面等から優良な専門業者を選定することが不可欠である。そのため、受注者が選定する専門業者を発注者が承諾する際の考え方を明確にし、発注者及び受注者間で専門業者選定の手続き等についての確認を行うものである。

(内部統制整備)

第2条 受注者は、別添1の（例：内部統制整備に関する基本方針）に基づいて、専門業者選定等に係る業務を公正に実施するものとする。

(専門業者の選定等に関する合意)

第3条 発注者及び受注者は、別添2の専門業者の選定等に関する合意に基づいて、専門業者選定等に係る業務を円滑に実施するものとする。

(専門業者の選定等の方法)

第4条 受注者は、専門業者選定手順等を示した（例：実施要領書等）（以下「要領書」という。）を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、業務記述書に基づき、適正に専門業者の選定等を実施するものとする。

(改訂処理)

第5条 やむを得ない事情により、別添2の専門業者の選定に関する合意に修正を加える必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、書面の改訂処理を行うことができるものとする。

(協議事項)

第6条 この確認書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第7条 この確認は平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書二通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階  
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小 山 潤 二

受注者

別添1

制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(例) 内部統制整備に関する基本方針

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the title. It is currently blank, serving as a placeholder for the main content of the document.

制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 専門業者選定等に関する合意

## (基本的事項)

- 1 受注者が実施する専門業者の選定（以下「専門業者選定」という。）にあたっては、事業期間の最短化及び事業コスト圧縮の観点から、工事内容、業務内容、発注ロット等について総合的に検討したうえで、地元経済の復興に寄与する地元企業または専門性の高い企業を適正に選定するものとする。なお、専門性の高い企業の選定に際しては、地元企業にも十分配慮して選定することとする。

	主に地元企業の選定を行う業務	地元企業の選定が困難な業務
調査・測量・設計		
工事		

## (地元企業の活用)

- 2 上記1の地元企業の選定にあたっては、以下に掲げる優先順位とし、特定の企業に偏頗することなく活用を図るものとする。また、永続的な企業活動の観点から「〇〇震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」期間内に渡っての活用に配慮するものとし、優先順位に応じた取り組みを推進する。

	優先順位	活用のための取り組み
1		
2		

(専門業者選定の評価項目及び評価内容)

3 専門業者選定にあたっては、地元企業及び専門性の高い企業の各々に関して、以下に掲げる評価項目及び評価内容に基づいて実施するものとする。

(1) 地元企業

評価項目	評価内容
A：発注工種、発注ロットの妥当性	① 広範な参画機会の提供と公平性 ② 分割（工区別・工種別）の的確さ
B：地元企業性の判定	① 商業登記簿謄本等の公的書類により、本店・本社所在地を確認し、地元企業性を判定 ② 地元企業優先度の確認 ＜順位1＞〇〇市(町)に本店・本社を有する企業 ＜順位2＞〇〇県に本店・本社を有する企業
C：業務遂行能力	① 予定業務の規模に応じた実績 ② 予定業務を実施するための専門性 ③ 労務、機械等の調達能力
D：地元精通度	① 当該市町村における業務実績 ② 当該市町村に関する情報精通度
E：価格	① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ ② 使用する積算基準の適正さ

(2) 専門性の高い企業

評価項目	評価内容
A：発注工種、発注ロットの妥当性	① 予定業務に関する専門性 ② 予定業務への対応能力
B：地元企業活用度	① 二次以下の下請業者の地元企業活用度 ② 地元企業の育成能力
C：業務遂行能力	① 業務実施体制 ② 大型重機等の調達能力 ③ 施工計画能力
D：地元精通度	① 本業務に関する情報精通度 ② 地元企業調達能力
E：価格	① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ ② 使用する積算基準の適正さ

(専門業者の選定方式)

- 4 専門業者選定の方式は、地元企業の場合と専門性の高い企業の場合とに分け、原則として以下に掲げるとおりとする。具体的なフローについては別紙のとおりとする。

区分	選定方式
地元企業	3の(1)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定（原則3社以上）のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。
専門性の高い企業	3の(2)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。但し、インセンティブ基準価格を超える場合は、原則として3社以上の見積りを徴収。

(発注者による確認)

- 5 発注者は、専門業者選定の結果を承諾しようとする場合、以下に掲げる事項について確認を行うものとする。

なお、①から⑤までは法令順守等に関するもの、⑥は受注機会の提供に関するもの、⑦及び⑧は成果物の品質確保に関するもの、⑨及び⑩は適正なコスト等に関するものである。

- ① 業務区分に応じて、営みに必要な登録等の諸手続きを実施しており、かつ施工能力を有する企業であること。
- ② 工事規模に応じて、建設業法許可を得ているなど、法令上問題のない企業であること。
- ③ 発注者及び〇〇市(町)等から指名停止を受けている期間でないこと又は取引停止となっていないこと。
- ④ 契約図書に規定した内容が順守できる企業であること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる企業でないこと。
- ⑥ 専門性がある場合又は明確な理由がある場合を除き、受注者と資本関係等のつながりが無い企業であること。
- ⑦ 担当する業務規模に応じて、過去の実績があるなど、施工能力を有した企業であること。
- ⑧ 良好な工事施工がなされる企業であること。
- ⑨ インセンティブ基準価格内訳書を基準（総価は上限）とした適正な価格での契約ができる企業であること。
- ⑩ 複数の企業から見積りを徴収するなど、実勢価格を反映した契約ができること。

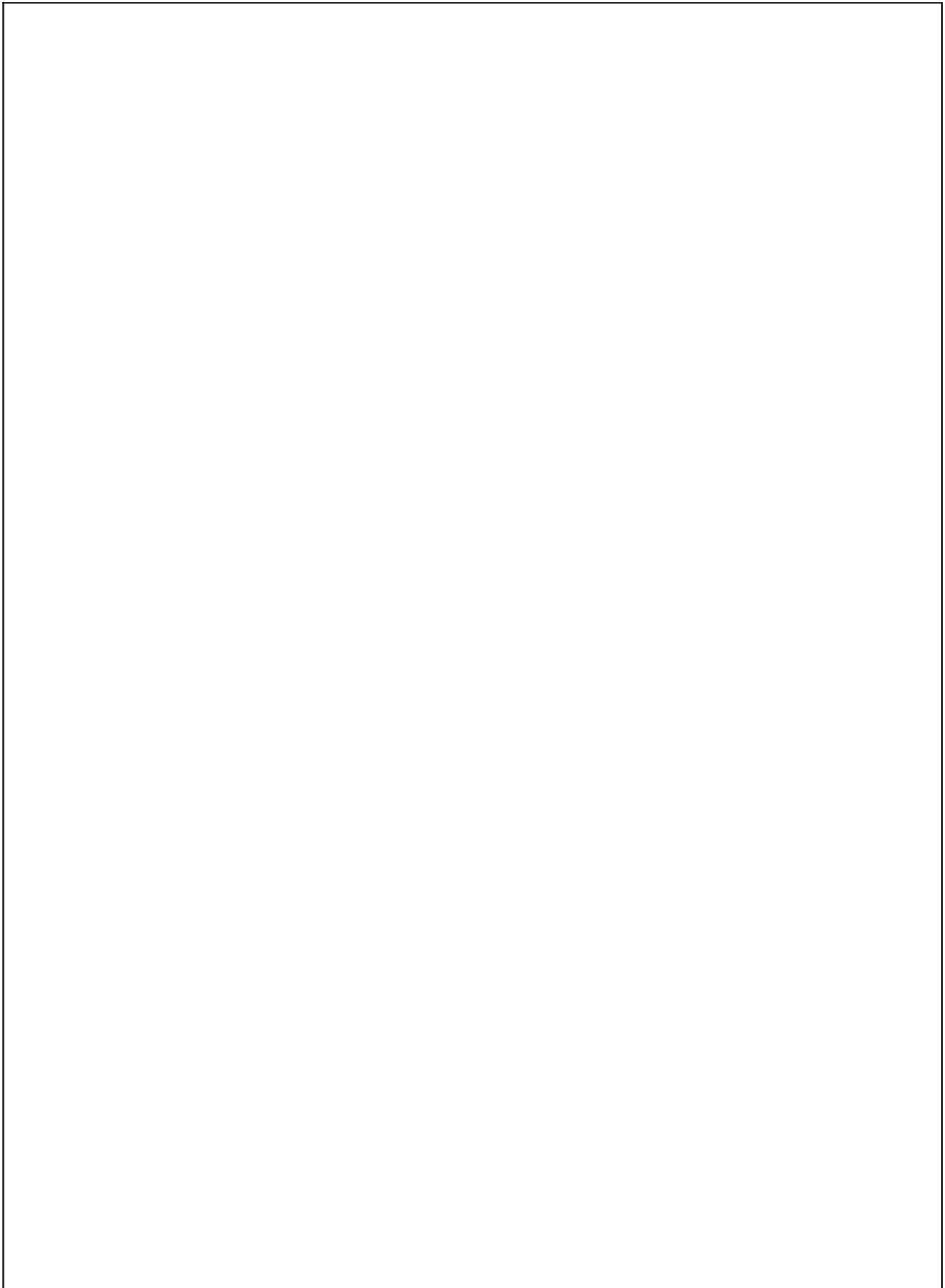
(選定結果等の通知)

- 6 受注者は、専門業者選定等に関する合意に基づいて選定された業者（以下「決定業者」という。）に対して、必要に応じて契約条件の確認及び価格等の再交渉を実施のうえ、決定業者名、価格及びその内訳、選定理由等を発注者に通知し、その承諾を得るものとする。

以 上



【別紙】 専門業者選定フロー



# 平成24年度織笠地区・山田地区整地工事 の施工に関する特記仕様書

## 第1章 総則

1 本特記仕様書は「平成24年度織笠地区・山田地区整地工事」に適用する。

## 2 工事場所

岩手県下閉伊郡山田町織笠地先他

## 3 使用基準について

本工事は、本特記仕様書によるほか、下記の仕様書等を適用する。なお、下記によらない場合は、監督員と協議して決定すること。

### 【共通図書】

- (1) 現場説明書・追加説明書・業務説明書・質疑応答書
- (2) 基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準 都市再生機構 平成24年度版
- (3) 測量作業規程及び測量作業共通仕様書 都市再生機構 平成20年4月版
- (4) コンクリート標準示方書 土木学会 2007年制定
- (5) コンクリートのポンプ施工指針 土木学会 平成12年度版
- (6) アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会（平成4年12月）
- (7) 舗装再生便覧 日本道路協会（平成22年度版）
- (8) 舗装調査・試験法便覧 日本道路協会（平成19年6月）
- (9) 舗装設計施工指針 日本道路協会（平成18年度版）
- (10) 舗装施工便覧 日本道路協会（平成18年度版）
- (11) 舗装標準示方書 土木学会（2007年制定）
- (12) 建設副産物適正処理推進要綱 建設省経建発第3号 平成14年5月30日改正
- (13) 再生資源の利用促進について 建設省技調発第243号 平成3年10月25日
- (14) 岩手県 復興資材活用マニュアル 平成24年6月
- (15) 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）  
建設省経建発第1号 平成5年1月12日
- (16) 土木工事安全施工技術指針 国土交通省大臣官房技術調査課 平成21年3月
- (17) 建設機械施工安全技術指針 国土交通省 平成17年3月31日
- (18) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 建設大臣官房技術審議官通達  
昭和62年3月30日改訂
- (19) 道路工事現場における標示施設等の設置基準
- (20) 道路工事保安施設設置基準（案）
- (21) その他監督員が指示する基準等

#### 【参考図書】

- (1) 道路土工要綱 日本道路協会 平成 21 年 6 月
- (2) 道路土工 盛土工指針 日本道路協会 平成 22 年 4 月
- (3) 道路土工 切土工・斜面安定工指針 日本道路協会 平成 21 年 6 月
- (4) 道路土工 擁壁工指針 日本道路協会 平成 24 年 7 月
- (5) 道路土工 カルバート工指針 日本道路協会 平成 22 年 3 月
- (6) 道路土工 軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 平成 24 年 8 月
- (7) 道路土工 仮設構造物工指針 日本道路協会 平成 11 年 3 月
- (8) 道路構造令の解説と運用 日本道路協会 平成 16 年 2 月

#### 4 提出書類について

- (1) 提出書類は、請負代金内訳書、技術者名簿、マネジメント業務計画書、工事計画書、実施工程表、施工体制台帳、工事記録、安全教育・訓練報告書、材料使用届、工事材料検査表、工事主要材料総括表、出来形管理図表、品質管理表、工事写真、完成図、その他監督員等の指示するものとする。
- (2) 本特記仕様書及び図面に詳細が明記されていない事項については、予め施工図または施工承諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。

#### (3) 工事計画書

工事計画書には基盤整備共通仕様書総則編 2. 1. 7 「工事計画書」による他、下記による。

- ① 工事計画書を監督員に提出し、その承諾を得た後に工事に着手することを原則とする。
- ② 作成にあたっては、基盤整備工事共通仕様書総則編 2. 1. 2 「工事中の安全確保等」に基づき、豪雨、出水、その他天災時の防災体制を記載し提出すること。
- ③ 工事計画書の作成にあたっては、監督員等と十分打合せを行うこと。

#### (4) 完成図

完成図は、設計図面に出来形数値を反映させるものとする。また材料業者一覧表を添付すること。完成図の仕様は下記のとおりとする。

- ① S Bブルー黒文字打観音製本 A 2 S 仕上げ 2 部（出来形入り）
- ② 縮小版金文字黒表紙観音製本 A 4 S 仕上げ 2 部（出来形入り）
- ③ 完成図電子データ（DXF, DWG 及び PDF 形式） 1 式
- ④ その他監督員の指示するもの

#### (5) 検査

受注者は検査にあたり、出来形測量を実施し、設計値と出来形値を比較できるように出来形値を朱書きした出来形図を作成し、監督員の確認を受けたものを提出すること。また測定した出来形値について出来形算出根拠資料として取りまとめ提出すること。

#### 5 業務計画書等

- (1) 受注者は、「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第 3 条第 2 項に規定する「マネジメント業務」に係る業務計画書を契約

締結後15日以内に監督員等に提出しなければならない。

(2) 受注者は、基本協定書第6条2項において業務原価として定めた調査、測量、設計及び工事等の各契約書に基づき、契約締結後、以下の計画書を作成し、監督員等に提出しなければならない。

①測量、土質調査

契約締結後10日以内に内訳書、調査工程表等15日以内に業務計画書

②詳細設計

契約締結後14日以内に内訳書、業務工程表等15日以内に業務計画書

③工事

契約締結後14日以内に内訳書及び工事工程表、工事着手前までに工事計画書

(3) 受注者は、業務計画書等の内容を常に最適な状態に維持し、業務計画書等の内容を変更する場合は理由を明確にしたうえで、その都度監督員等に変更業務計画書等を提出しなければならない。

(4) 監督員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 6 関係官公庁への手続き等

(1) 受注者は、業務等の実施にあたって発注者が行う関係官公庁等への手続きに協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受注者が、関係官公庁等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督員等に報告するものとする。

(3) 受注者は、関係官公庁等から再検討、要望、指示等に必要な対処案を作成し、その結果について監督員等と協議するものとする。

(4) 受注者は、前項により監督員等の承諾を得たのち、遅滞なく関係官公庁等に対する諸手続きを行うこと。

## 7 地元関係者との交渉等

(1) 地元関係者への説明、交渉等は監督員等の指示・指導により受注者が行うものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。

(2) 受注者は、業務等の実施に当たり地元関係者から再検討、要望等を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督員等に報告するものとし、必要な対処案を作成し、その結果について監督員等と協議するものとする。説明等は原則として監督員等の指示を受けてから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(3) 受注者は、設計図書のと定め、あるいは監督員等の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 8 土地への立入り等

- (1) 受注者は、工事の実施のため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督員等及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者の土地への立入について、当該土地占有者の許可は受注者が得るものとする。また、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員等に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、業務の遂行のため植栽伐採、垣、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員等に報告するとともに、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- (3) 受注者は前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員等と協議により定めるものとする。
- (4) 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際してはこれを常に携帯しなければならない。

## 9 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務等の実施にあたっては関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

## 10 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 11 打合せ

- (1) 工事を適正かつ円滑に実施するため、統括管理技術者等と監督員等は、常に密接な連絡をとり、工事の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 統括管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員等と協議するものとする。

## 12 疑義

本特記仕様書等に疑義が生じた場合または業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員等と協議を行うものとする。

## 第2章 マネジメント業務編

### 1 適用

- (1) 本特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援局が発注する「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に適用する。
- (2) 本特記仕様書は、調査、設計、測量及び工事等に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の履行の確保を図るものである。
- (3) マネジメント業務実施にあたっては本特記仕様書によるほか、監督員等との協議、指示によること。
- (4) (2) に示す設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められる事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (5) (2) に示す設計図書の間には相違がある場合、統括管理技術者は、監督員等に確認して指示を受けなければならない。

### 2 目的

本業務は、相互間で運土等の調整が必要な織笠地区及び山田地区について、調査、測量、設計及び施工の一体的なマネジメントを実施することで、震災復興事業の早期着手及び円滑な事業促進を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 業務範囲

本業務では、別添1に示した、整備範囲がほぼ確定し速やかに工事着手する早期業務と別添2に示した、現時点では整備範囲や計画等が変更となる可能性があり、条件等が整った段階で実施する次期業務からなる。

#### (2) 早期業務における業務内容

発注者における関係機関との総合調整を踏まえて、以下の業務を実施する。

- ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討  
各種調査・設計・測量及び工事施工に関連して実施する企画、立案等業務に関しては、その内容について監督員等の確認を受けること。
- ② 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- ③ 公共団体等との設計協議
  - イ. 公共団体等との各種設計等協議における内容について、事前に監督員等の確認を受けること。又内容によっては監督員等が打合せ等に同席することがある。
  - ロ. 上記イ.における協議等相手先である主な公共団体等については、下表のとおりとする。なお、業務実施において下表以外の相手との協議が必要となる場合がある。

公共団体等	協議関連項目
山田町関係各課	実施設計等に関する協議
国交省東北地方整備局南三陸国道事務所	三陸縦貫道の整備に伴う協議
国交省東北地方整備局三陸国道事務所	国道 45 号に関する協議
岩手県宮古土木センター及び山田町	県道、河川に関する協議
岩手県警察及び宮古警察署	道路法及び道路交通法に関する協議
岩手県宮古消防本部及び山田消防署	消防法に関する協議
東北電力株式会社岩手支店及び宮古営業所	電気供給施設に関する協議調整
NTT 東北支店	電気通信施設に関する協議調整
三陸やまだ漁業協同組合等	造成工事における濁水流出防止協議等
J R 東日本	近接工事等

④ 施工開始後の他企業との調整

- イ 工事施工に関連して実施する他企業との工程等調整については、その調整結果を監督員等に報告すること。
- ロ 工事施工に関連して実施する他企業との工程等調整の主な相手先は下表のとおり。なお、業務実施において下表以外の相手との協議が必要となる場合がある。

協議先	調整等項目
山田町関係各課	埋設占用工事工程等調整
国交省東北地方整備局三陸国道事務所	幅員工事工程調整等、運土に伴う他工事調整等
岩手県宮古土木センター	幅員工事工程調整等、運土に伴う他工事調整等
東北電力株式会社岩手支店	幅員工事工程調整等
NTT 東北支店	幅員工事工程調整等

⑤ 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下、「地盤調査等」という。）並びに地形測量等

⑥ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計

⑦ 許認可等に係る図書作成

⑧ 工事施工（工事施工数量等については、別添「平成 24 年度織笠地区・山田地区整地工事」設計図書を参照）

イ 織笠地区

- ・ 整地面積 A=14ha

(3) 次期業務における業務内容

発注者が実施する関係機関調整等と連携して、以下の業務を実施する。

- ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
- ② 関連公共施設を含む施工計画の検討

- ③ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- ④ 公共団体等との設計協議
- ⑤ 施工開始後の他企業との調整
- ⑥ 地盤調査等及び地形測量等
- ⑦ 基本設計の修正、残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
- ⑧ 許認可等に係る図書作成
- ⑨ 工事施工

(イ) 次期整備工事 1

山田地区

宅地整備面積 最大で概ね 5 ha、土工事量  $V = 7.2$  万  $m^3$ 、土運搬量  $V = 7.2$  万  $m^3$   
(地区外運土)、工事用道路・防災仮設工 一式

(ロ) 次期整備工事 2

i. 織笠地区

宅地整備面積 最大で概ね 1.4 ha、道路工、排水工、防災仮設工、関連道路・  
関連上水道・関連公共下水道等 一式

ii. 山田地区

整地面積 最大で概ね 4.5 ha、宅地整備面積 最大で概ね 5.0 ha、道路工、排  
水工、防災仮設工、関連道路・関連上水道・関連公共下水道等 一式

(4) 次期業務における工事施工

次期業務における工事施工は、(3) ⑦の詳細設計が完了したのち、工事施工が确实とな  
った段階で発注者及び受注者が協議を行い実施するものとする。

4 履行期間工期

(1) 早期業務

(イ) 織笠地区

契約締結の翌日から平成 27 年 6 月 30 日まで

(2) 次期業務

発注者が 3 (3) ①から⑨までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、3 (3)  
⑨の工事施工が完了するまでの間を予定する。ただし、⑨(イ)は平成 27 年 12 月 31 日までと  
する。

5 配置技術者

次に掲げる基準を満たす技術者を (1)、(5) は専任で配置し、(2)、(3)、(4) は当該  
業務履行期間中において配置すること。(技術者は兼任可。ただし、設計業務に係る管理技術  
者及び照査技術者は兼任できない。)

(1) 「山田町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に係る統括管理技術者

イ 建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務または工事において、指導的立場



(設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者または現場代理人。)で従事した経験を有する者。

- 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(2) 測量業務に係る主任技術者

測量法(昭和24年法律第188号)で登録された測量士の資格を有する者。

(3) 地質調査に係る主任技術者

地質調査に関する知識を有する者。

(4) 設計業務に係る管理技術者及び照査技術者

下記のいずれかの資格を有し登録を行っている者。

イ 技術士(建設部門または総合技術監理部門:建設)

□ RCCM

ハ イ.及び□.と同等以上の資格を有するものと大臣が認定した者

(5) 工事施工に係る主任技術者または監理技術者

イ 一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

□ 平成9年4月1日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者(一級土木施工管理技士の有資格者)以上の技術者として、建設発生土等の運搬を伴う土木工事のうち元請として施工完了した工事の実績を有するものであること。

ハ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

ニ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ホ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。(共同企業体の場合は、各構成員それぞれ3名を限度とする。)

ハ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記イ.からニ.の条件を満たす技術者を配置すること。

(6) その他関連法令で定める技術者等を必要な期間配置できること。

## 6 マネジメント業務計画書

(1) 受注者は、工事請負契約締結後15日以内にマネジメント業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

(2) マネジメント業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 業務概要        | (2) マネジメント業務実施方針 |
| (3) 業務工程        | (4) 業務組織計画       |
| (5) 打合せ計画       | (6) 使用する主な図書及び基準 |
| (7) 連絡体制(緊急時含む) | (8) その他          |

- (3) 受注者は、マネジメント業務計画書の内容を常に最適な状態に維持し、マネジメント業務計画書の内容を変更する場合は理由を明確にしたうえで、その都度、監督員等に変更マネジメント業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細なマネジメント業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 7 マネジメント業務の内容

- (1) 受注者は、下記(3)の受注者が行うマネジメント業務について発注者と一体となって業務を遂行するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、発注者と密接に連携して基本協定における役割分担に従い、協力して実施するものとする。ただし、以下の業務実施にあたっては別紙1「設計・施工条件一覧」の内容を踏まえ業務を実施すること。
- (3) 受注者が行うマネジメント業務は、次のとおりとする。

### ① 早期業務におけるマネジメント業務

#### イ 目標工期の実現やコスト縮減等、工事の施工の前段階に関する検討業務

- ・ 発注者が実施した基本設計、土質調査、測量等の業務成果及び提示された設計・施工条件の精査を行い、詳細設計及び工事を実施するうえでの課題及び工事实施に係る関連法規等の手続きの有無について抽出を行う。
- ・ 工事实施に係る手続きが必要な関連法規等については、設計・施工条件一覧表の役割分担に基づき必要な時期までに必要図書を作成し、手続きを行うこと。また、その内容を発注者に報告すること。なお、発注者にて申請等の手続きが必要なものについては、その内容と手続き完了期限を報告すること。
- ・ 工事を実施する上で抽出された課題の解決方法の検討を行い、発注者と協議のうえ、必要に応じ山田町等関係機関へのヒアリング調査を実施すること。
- ・ 検討の結果、土質調査や測量等の追加調査が必要となった場合は、調査内容及び調査方法を企画・立案し、専門業者の見積もりとともに調査計画書を発注者へ提示すること。
- ・ 追加調査に関して発注者と協議を行い、承諾が得られた場合は、速やかに発注者と追加調査業務に関する契約を締結し、契約後、専門業者への発注手続きを実施すること。
- ・ 追加調査に関して、山田町等関係機関及び地元住民等との調整・協議及び地元説明を行うこと。
- ・ 発注者が提示した基本設計及び既存資料に、追加調査により得られた成果を加え、目標工期の実現及びコスト縮減に関する技術検討を行い、詳細設計を実施すること。また、基本設計に対するコスト縮減等の技術提案をVE提案として発注者へ提示し、採用の可否について協議を行い、採用されたものについては、詳細設計へ反映すること。
- ・ 詳細設計終了後、発注者の承認を得たのち、速やかに工事請負変更契約を締結し、工事に着手すること。
- ・ 前項で締結された工事請負変更契約を管理指標として、以降の業務を適正に管理し、目標工期の達成及びコスト縮減を図ること。

- ・ その他必要な現地踏査、地元住民ヒアリング等を実施し、詳細設計や工事の施工計画等に反映できるよう整理すること。
  - ・ 上記において実施した協議、調整、検討、手続き等については、報告書を作成し発注者へ提出すること。
  - ・ その他、監督員等より指示された事項については、適宜対応すること。
- ロ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務（以下、「各業務等」という。）の管理
- ・ 「5.（2）～（4）」に規定する各業務等の管理技術者等により、各業務等の管理を実施すること。
  - ・ 各業務等の管理技術者等は、発注者と契約後、「第1章 総則」5（2）に従い各業務等の実施計画書を発注者へ提出すること。
  - ・ 各業務等において地元関係者の土地に立ち入る必要がある場合は、各業務等の管理技術者等は、当該地元関係者に了解を得ること。
  - ・ 各業務等の実施に当たって地元関係者等から、事業に関する苦情、要望、質問等があった場合は、その内容を確認し、発注者と受注者の役割分担の中で受注者の役割に帰属するものは、受注者自ら責任を持って適切に対応するとともに、その内容を速やかに発注者へ報告すること。
  - ・ 前項において発注者の役割に該当するものは、監督員等の指示により、地元関係者等へ説明するとともにその結果を速やかに発注者へ報告すること。
  - ・ 各業務等の管理技術者等は、必要に応じ調査、設計等業務の重要な段階において、進捗状況の確認、成果の確認及び照査等を行い、専門業者に対して適切な指導を行うこと。
  - ・ 各業務等の業務が完了したときは、発注者との契約に基づき、発注者の検査を受け、合格した場合は、成果品を納品すること。
  - ・ 「基本協定書」（オープンブックの採用に関する合意）第13条第5項に基づき、専門業者との契約・支払いについて算出根拠及び証拠書類を発注者へ提出すること。
  - ・ 上記において実施した協議、調整等の業務については、報告書を作成し発注者へ提出すること。
  - ・ その他、監督員より指示された事項については、適宜対応すること。
- ハ 公共団体との設計協議
- ・ 受注者は、上記イ.及びロ.において山田町等関係機関との設計協議が必要な場合は、適宜、協議を実施すること。
  - ・ 受注者は、詳細設計において必要となる公共施設管理者協議及びそれに伴う許認可申請等に必要な協議及び手続き等を別紙「設計・施工条件一覧」に基づき実施すること。
  - ・ その他、詳細設計の実施または工事施工において同意や承諾等が必要となる「排水の放流先海域の漁業組合、伐採箇所の森林組合やその他の公的な団体、関連機関等」との設計協議及び手続き等を適宜、実施すること。
  - ・ 上記において実施した設計協議や許認可申請等について報告書を作成し、発注者へ提出すること。
  - ・ その他、監督員等に指示された事項については、適宜対応すること。

## ニ 施工開始後の他企業との調整業務

- ・ 受注者は工事に伴う土砂等の搬出においては、搬出先関係機関及び工事区域近隣施設等と工事期間、工事時間、搬出ルート及び搬出方法等について調整を行い、土砂搬出計画を策定し、発注者へ提出すること。
- ・ 「ハ. 公共団体との設計協議」において事前に協議等を行った山田町等関係機関に対し、必要に応じ、工事工程等の説明及び調整を行うこと。
- ・ 整地工事において関連する水道、電気等の供給処理施設において、他機関が実施する工事について、山田町等関係機関と工事調整を行うこと。
- ・ その他、施工中における山田町等関係機関との工事に関する調整が生じる場合は、適宜、実施すること。
- ・ 上記において実施した山田町等関係機関との調整事項及びその結果については、報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- ・ その他、監督員等に指示された事項については、適宜対応すること。

## ホ 地盤調査等、地形測量等

- ・ 「イ. 目標工期の実現やコスト縮減等、工事の施工の前段階に関する検討業務」において企画・立案し、発注者と契約を締結した業務等は、統括管理技術者及び各業務等管理技術者等の管理により、適正に実施すること。
- ・ 各業務等は、発注者との請負契約書に基づき所定の手続きを期日内に行うこと
- ・ 専門業者との契約及び支払いについては、「基本協定書」第13条に規定するオープンブック方式とする。受注者は、オープンブック方式により必要となる業務等原価の算出根拠及び証拠書類を発注者に開示または提出できるように用意すること。
- ・ その他監督員等に指示された事項については、適宜対応すること。

## ハ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計

- ・ 受注者は、織笠地区及び山田地区から発生した土砂等を、地区外へ搬出する場合は、岩手県等施行の防潮堤事業、道路事業等の関連する他事業の事業実施状況を調査し、発注者へ報告し、搬入の可否について詳細な調査を指示された場合は、関係機関等へのヒアリング等を実施すること。
- ・ 受注者は、前項のほか、織笠地区及び山田地区から発生する土砂等の有効活用について、周辺市町村を含め、官民にかかわらず、その活用方策に関する情報収集を広く行うこと。
- ・ 前項により活用方策に係る有効な情報が得られた場合は、搬出先の場所、相手方の名称、活用方策の内容、必要とする土量・土質及び時期等について調査を行い、発注者へ報告書を提出すること。
- ・ 受注者は、上記1項及び3項について発注者より実現に向けた検討を指示された場合は、実現に向けた調査等の企画・立案を行うこと。
- ・ 受注者は、織笠地区及び山田地区から土砂等の搬出を含む工事を施工するにあたり、事前に施工計画を策定し、施工計画書として発注者へ提出すること。
- ・ 受注者は、施工計画の策定にあたっては、関連他事業の実施状況等を十分調査し、土砂等搬出の平準化、交通混雑を踏まえた運搬方法及び回避方法、大量（次期整備も含め約

240万<sup>3</sup>)の土砂等の運搬経路・運土方法等について、実現可能な具体的な方策を検討した施工計画書を発注者へ提出すること。

- ・ 受注者は、発注者より施工計画について修正や検討の指示を受けた場合は、速やかに指示事項を実施し、報告すること。
- ・ 受注者は、提出した施工計画について発注者の承認を得たのち、具体的な方策の実現のために詳細設計を行う必要がある場合は、速やかに詳細設計を行うこと。
- ・ 詳細設計業務の実施にあたっては、「ホ 地盤調査等、地形測量等」と同様とする。
- ・ 詳細設計終了後、発注者の承認を得たのち、速やかに工事請負変更契約を締結し、工事に着手すること。
- ・ その他監督員等に指示された事項については、適宜対応すること。

#### チ 許認可等に係る図書作成

- ・ 受注者は、別紙「設計・施工条件一覧」に基づき、許認可等に係る必要な図書の作成を行うこと。
- ・ その他監督員等に指示された事項については、適宜対応すること。

### ② 次期業務における業務内容

発注者が実施する関係機関調整等と連携して、以下の業務を実施する。

なお、ハ.業務における発注者が提示した基本設計に関して、イ～ニ.の業務を実施する中で修正が生じた場合は、基本設計の修正を行う。その他は、早期業務における業務内容と同様とする。

- イ 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、工事の施工の前段階に関する検討
- ロ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- ハ 公共団体との設計協議
- ニ 施工開始後の他企業との調整業務
- ホ 地盤調査等及び地形測量等
- ヘ 残土の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
- ト 許認可等に係る図書作成

### 8 工事施工に係る監理技術者または、主任技術者の業務内容

- (1) 監理技術者または、主任技術者は、目標工期の実現及びコスト縮減を図るための、効率的な施工計画を策定し、発注者へ提出すること。
- (2) 工事請負契約書に添付される現場説明書特記事項及び本特記仕様書に記載されている内容を熟知し、工事施工にあたって順守すること。

### 9 各業務等特記仕様

各業務等における特記仕様は、早期業務においては追加調査が発生するとき、次期業務においては各業務等が発生するとき、発注者と受注者が協議を行い、適宜策定する。

### 第3章 工事関連

受注者は本章の履行において、対応が必要となる事項については「第2章 マネジメント業務編」により検討を行った上で実施すること。

#### 1 一般事項

- (1) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から5号に係る設計図書の内容の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めること。
- (2) 施工範囲が発注者の管理地（土地使用承諾範囲）、町有地または地権者同意済み用地であることを確認した上で、工事着手すること。
- (3) 民有地、民家、公道、鉄道、河川及び海洋等への土砂の流出、雨水の流出は絶対に避けること。
- (4) 工事車両の運行経路については、事前に監督員に報告し承認を得ること。
- (5) 施工にあたり、完成した宅地や法面を破損した場合は、監督員に直ちに報告を行い原形に復旧すること。
- (6) 工事現場内での建設機械の作動による粉塵発生がある場合は、可能な限りその防止に努めることとし、強風時の作業は極力避けること。
- (7) 施工にあたり、近接して家屋がある場合は騒音、振動、ほこり等に十分注意した施工機械を選定すること。
- (8) 施工にあたり、必要に応じて地域住民などとの調整を自らの責任において行うこと。調整に先立ち監督員と事前協議を行うこと。
- (9) 施工中、周辺地盤および既存施設の変状が生じた時には、直ちに監督員に報告し対応について協議すること。検討した対策案は、必要に応じ山田町等関係機関と協議し、監督員の承認を得たのち、対策工事を実施すること。
- (10) 境界及び中心点の測量杭については、基盤整備工事共通仕様書総則編1.4.1「測量標」によることとし、常に良好な維持管理を行うと共に、監督員の指示または承諾が無い限り移設、除去、増設をしてはならない。
- (11) 工事測量については、基盤整備工事共通仕様書総則編1.4.2「工事測量」によることとする。また仮BMを設置する場合に使用する水準点は監督員より別途指示する。仮BMについては、指定の水準点と2点以上の検測を行い、その差 $10\sqrt{S}$ mm（S=片道 $\times$ ）以内であることを確認した上で使用すること。仮BMの検測は、1回/月実施するものとし、統括管理技術者または監理技術者は、その成果を点検し、異常の有無を確認すること。異常を発見した場合は、ただちに修正するとともに、監督員へ報告すること。
- (12) 存置されたコンクリート構造物や仮設物等が確認された場合は、対処方法を検討したのち、監督員と協議した上で確実に撤去を行うこと。
- (13) 仮設工については技術検討を行い、工事の安全性を把握するとともにその内容を施工計画書に記載し監督員へ提出すること。
- (14) 施工にあたっては、予め施工基面を目視調査し、木根材、コンクリート・アスコン塊等廃

棄物の混入を発見した場合は、適切な処分等方策を検討し、監督員と協議したうえで適切に処分すること。

- (15) 工事において発生する木根、コンクリート・アスコン塊等廃棄物は、法令及び契約図書等に基づき適正に処理することとし、現場に不法に放置または廃棄した場合には工事請負契約書 41 条に基づき「故意または重大な瑕疵」として補修または損害賠償請求を求める場合がある。契約図書にその処理方法等が規定されていない場合には、処理方法等の検討を行い、その結果を監督員へ報告し、承認を得たのちに処理を行うこと。
- (16) 前項以外で施工中に他工事で発生した木根、コンクリート・アスコン塊及び不法投棄等による廃棄物を発見した場合においても、処理方法等の検討を行い、その結果を監督員へ報告し、承認を得たのちに処理を行うこと。
- (17) 施工中に自然由来に起因する重金属類の土壌汚染を発見した場合は、監督員へ報告を行い、関係法令に基づき公共団体等関係機関へ必要な届け出を行うこと。また、対応策を検討したうえで監督員と協議を行い、必要な法手続き等を行うとともに適正に対処すること。
- (18) 開口部を掘削状態で開放する際には、転落の恐れがない様、十分安全対策を行うこと。
- (19) 既設構造物の前面部の掘削または床掘を行う場合は、予め根入れ深さを調査し安全性を確認の上で施工すること。
- (20) 大雨が予想される場合、大雨洪水警報が発令された場合は、作業員を待機させると共に、現場を巡回し、安全点検を行い、巡回結果を監督員に報告すること。また、現場巡回時に危険箇所が発見された場合は、ただちに監督員に報告するとともに適切な処置を講ずること。
- (21) 施工に先立ち既存埋設物（東北電力、NTT、CATV、水道、ガス等）の埋設状況を確認し、施工にあたっての支障の有無を確認すること。不具合があった場合は、対策案を立案するとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに対策を講ずること。
- (22) 構造物等の基礎地盤面が岩質の時は、基礎構造等について、仕様等の検討を行うとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに実施すること。

## 2 工事施工に関する一般事項

- (1) 工事施工するに当たっては、本特記仕様書によるほか、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）の定める基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準平成 24 年度版、測量作業規程及び同運用基準、測量作業共通仕様書または監督員等との協議・指示によること。
- (2) 本工事に係る施工範囲については、岩手県山田町における下記地区とし、別添 1、別添 2 に示す整備エリア範囲とする。
  - ① 織笠地区（防災集団移転促進事業区域、土砂仮置き場（津波災害危険区域）、区画整理事業区域）
  - ② 山田地区（防災集団移転促進事業区域、区画整理事業区域）
  - ③ 船越地区（土砂仮置き場）
- (3) 本工事における提出書類については、下記のとおりとする。

- ① 請負代金内訳書、技術者名簿、工事計画書、実施工程表、施工体制台帳、工事記録、安全教育・訓練報告書、材料仕様届、工事材料検査表、工事主要材料総括表、出来形管理図表、品質管理表、工事写真、完成図、その他監督員の指示するものとする。
- ② 本特記仕様書及び図面に詳細が明記されていない事項については、予め施工図または施工承諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ③ 工事計画書には基盤整備共通仕様書総則編 2.1.7「工事計画書」によるほか下記による。
  - イ. 工事計画書を監督員に提出し、その承諾を得た後に工事に着手することを原則とする。
  - ロ. 工事計画書の作成にあたっては、監督員と十分打合せを行うこと。
- ④ 完成図は、設計図面に出来形数値を反映させるものとする。また材料業者一覧表を添付すること。完成図の仕様は下記のとおりとする。
  - イ. S Bブルー黒文字打観音製本A 2 S仕上げ 2部（出来形入り）
  - ロ. 縮小版金文字黒表紙観音製本A 4 S仕上げ 2部（出来形入り）
  - ハ. 完成図電子データ（DXF, DWG及びPDF形式） 1式
  - ニ. その他監督員の指示するもの
- ⑤ 工事検査  
 検査時には、出来形を検測し寸法等を朱書き記入した出来形図を作成し、監督員の確認を受けたものを提出すること。また検測した出来形について出来形算出根拠資料として取りまとめ提出すること。

### 3 施工条件

- (1) 本工事は原則として、8：00～17：00の時間帯で行うこととする。作業時間帯を変更する場合は、事前に監督員と協議すること。
- (2) 原則として、土曜日、日曜日、祝日及び都市機構の閉庁日に作業は禁止する。但し、受注者は、工事实施の都合上、土曜日、日曜日、祝日及び都市機構の閉庁日に作業を行う必要がある場合は、事前に監督員と協議すること。
- (3) 作業内容にかかる特記事項  
 公衆災害及び産業廃棄物処理にかかる工事については、事前に監督員へ通知するものとし、監督員の立会の有無について協議すること。工事は、原則として統括管理技術者または、監理技術者立会の下、実施するものとし、工事が完了したときは、その内容を監督員へ報告すること。
- (4) 競合工事について  
 本工事の施工に当たって競合工事がある場合は、受注者はこれらの工事との調整を十分に行いながら施工すること。

### 4 契約変更の取り扱いについて

- 契約変更等については、下記の通りとする。
- (1) 受注者は詳細設計を行い、発注者の承諾を受け、図面と数量を確定する。確定した数量



のうち、受注者がリスクを負う項目は契約変更の対象としない。

(2) 発注者がリスクを負う項目において変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、変更内容の詳細は監督員との協議による。

(3) リスクの判断については、基本協定書の別紙「リスク分担表」による。

基本条件精査のための調査等については、調査計画書確定後の契約変更は行わない。

## 5 関係法令等に基づく手続きについて

(1) 本工事を施工する前に必要な関係法令等手続きについて、内容、提出時期等を工事計画書に記載し、監督員に提出すること。

(2) 受注者が本工事において手続きが必要な関係法令等を別添「設計・施工条件一覧」に示すが、別添「設計・施工条件一覧」の他に必要な法令等がある場合は適宜、工事計画書に記載し監督員に提出すること。また、提出した工事計画書に記載されている各関係法令等について、工事着手前に申請を行い、許可を得ること。

(3) 手続き実施にあたっては、基盤整備工事共通仕様書施工関係基準 1.1.26「官公署への手続など」を遵守すること。

(4) 受注者は、各関係法令等の許可等の後、申請書類一式及び許可等の写しを工事記録に添付し監督員に提出すること。また、工事着手にあたっては監督員の指示を受けること。

(5) 受注者は、工事期間中は承認年月日、承認番号、承認内容等が分かる書類等を現場内の見やすい場所に掲示すること。

## 6 工事施工に伴う調査・設計等

工事施工に伴い必要となった調査等については、第2章7(3)①イの追加調査の企画・立案等に準じた手続き等を行い、実施すること。調査等の設計基準等については、「第2章3(2)③公共団体等との設計協議」で実施する公共団体等との協議により決定するものとする。

調査等に必要となる設計基準等のうち、当機構の設計等基準によるものについては、機構からそれらに関連する資料の提供を行う。

## 7 伐開・伐木・除根について

(1) 工事により発生する伐木材等については、基盤整備工事共通仕様書除却編 3.1.1～3.3.4（「工事現場内の保管」「運搬及び処分の委託」「自己処理」「再資源化等」「産業廃棄物広域認定制度」「再資源化完了報告等」「最終処分」）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」を遵守し、以下の方法で適正に処理を行うこと。なお、本工事においては、山田町による伐採工事が先行することより、山田町及び伐採工事受注者と十分な協議・調整を図ること。

(2) 伐木材を「売却できるもの」と「売却できないもの」に分別すること。

(3) 施工に先立ち、樹木等の繁茂状況、種類について、原則として統括管理技術者または、監理技術者立会いの上確認し、詳細な施工計画を作成し監督員に提出すること。

(4) 伐木材は、売却できる幹材を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を受けた「産業廃棄物処理施設（再資源化施設）」に搬出すること。

- (5) 売却できる幹材は、売却施設に搬出すること。
- (6) 伐開草は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を受けた「一般または産業廃棄物処理施設（再資源化施設）」に搬出すること。
- (7) 伐開草・伐木材等の処分に先立ち、処分先、処分方法を記載した書面を監督員に提出すること。
- (8) 幹材の売却処理に先立ち、売却先、売却計画を記載した書面を監督員に提出すること。
- (9) 伐木材・伐開草等の運搬処分を許可業者へ委託する場合には、委託契約書（写し）を監督員へ提出すること。
- (10) 処分量、売却量、運搬台数、搬出先計量器の検定書（検定合格証明書の写し）が確認できる書面、写真等を監督員へ提出すること。
  - イ 「売却できるもの」は、幹のうち、幹直径 10cm 以上のものを対象とし、運搬車に積載できる長さに切断すること。なお、伐木材の樹種や規格等により売却ができない場合には、廃棄物として処分すること。
  - ロ 「売却できるもの」の搬出にあたっては、現場における重量測定結果と売却先の重量測定結果を突き合わせて、出来高管理を行なうこと。なお、現場における重量測定は、原則として統括管理技術者または、監理技術者立会いのもと実施し、搬出が完了したときはその内容を監督員に報告すること。
  - ハ 「売却できないもの」の搬出にあたっては、現場における重量測定結果または、重量測定結果を基に算出した推定値と処分先の重量測定結果を突き合わせて、出来高管理を行なうこと。なお、現場における推定値の算出方法等については、監督員の承認を得ること。また、現場における重量測定は、原則として統括管理技術者または、監理技術者立会いのもと実施し、搬出が完了したときはその内容を監督員に報告すること。
  - ニ 搬出については、計画的な集中搬出に努めること。
- (11) 搬出状況等について、定期的に監督員に報告すること。報告内容については監督員の承認を得ること。
- (12) 伐木材等の処分方法及び処分先については、積算上の条件明示であり、処分先、処分方法を指定するものではない。なお、受注者の選定する施設が下記施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

種別	処分先	運搬距離 (平均：km)	単価
伐開・草	宮古地区広域行政組合* 宮古市千徳 14-121-5	27.9 km	10kg 毎に 50 円
伐木材（幹・枝） 伐木材（根）	㈱アトラス 大船渡市立根町字細野 30-20	58.6 km	18,000 円/ t

※：一般廃棄物としての受け入れは「可」であるが、工事による産業廃棄物としての受け

入れについては、協議が必要。

## 10 整地工事

- (1) 施工に先立ち、現況地盤高の測量を実施し、設計土量の確認を行うこと。
- (2) 常に降雨による土砂流出の防止に心がけ、上流域の造成着手は防災計画、流末の防災施設を設置した後に土工事に着手すること。
- (3) 盛土材については、基盤整備工事共通仕様書土木編2.1.3「盛土工 1. 盛土材」、土木造園材料仕様書 710「搬入盛土材」の規定に基づき良質な盛土材を使用することとし、施工に当たっては、基盤整備工事共通仕様書2.1.3「盛土工 2. 締固め管理、3. 盛土工法」及び、宅地造成等規制法施行令第五条第三項「地盤について講ずる措置に関する技術的基準」の規定に基づき、適正な管理を行うこと
- (4) 盛土工事に先立ち試験盛土を行い、施工機械の選定や転圧回数など施工仕様を確認すること。なお、盛土品質管理基準について、基盤整備工事共通仕様書によることが困難な場合は、品質管理基準を立案するとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに実施すること。
- (5) 盛土材料が岩砕等を多く含み、材料間の空隙が大きい場合は、細粒土を混合するなどして、盛土層における地盤沈下対策に努めること。なお、スレーキング現象に関しては、宅地土工指針(案)Ⅱ.8.2「盛土材料」を参照し、盛土材料については留意すること。
- (6) 建設搬入土の受入に際しては、搬入ゲートにおいて、木根、コンクリート、アスコン塊等廃棄物の混入の有無を目視確認し混入が確認された場合には、受入を拒否すること。
- (7) 現地精査の結果、盛土部の勾配が1：4（約14度）以上の傾斜地であった場合は、斜面を段切して盛土と現地盤を密着させ滑動を防止するように施工すること。
- (8) 現地精査の結果、盛土部（土砂仮置き場合含む）にコンクリート構造物等が残存されている場合は、監督員に報告し、処理方法等について承認を得たのちに、撤去工事を実施すること。
- (9) 造成において軟弱地盤層への盛土箇所、谷埋め盛土箇所、切盛境の箇所がある場合には、住宅の建築に有害となる不同沈下、変形等の懸念があることから、対策案を立案するとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに対策を講ずること。
- (10) 搬出土砂等の盛土に関する基準は、下記の通りとし、詳細は、「迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方」（平成24年3月国土交通省 都市局 都市安全課）による。
  - イ. 盛土材料の最大粒径は300mm以下で、敷き均し及び締固め施工が容易な範囲とする。

ただし、仕上げ面の整地の品質を確保し、宅地造成盛土上の建築物の基礎調査の支障としないため、仕上げ面から深さ5.5m未満の盛土材の最大粒径は100mmとし、径37.5mm以上のものの混入率は40%未満とする
- (9) 法面工における植生工実施に際し、事前に土壌硬度等を確認し、対策等が必要となった場合は、対策案を立案するとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに対策を講ずること。

## 1.1 土砂運搬

- (1) ダンプトラックによる土砂運搬工事については、現場説明書に示す運行計画書を監督員に提出すること。また、公道を通行する場合は、シート掛けを行うこと。なお運行時間は、8:00～17:00とする。
- (2) 運搬土量の出来形管理について  
運搬土量の出来形については、現地測量による土量計測の他、3連の運搬伝票（搬出元、車両運転手、搬出先）を使用し、管理すること。
  - ① ダンプ運搬車へのステッカー等の表示
    - イ. 土運搬工事等継続的に通行する車両は、事前に運行予定車両リストを監督員に提出し、ステッカー等の配布を受けること。
    - ロ. 車両には、監督員から配布されたステッカー等を運転席全面に表示すること。
    - ハ. 運搬が終了した場合には、配布したステッカー等を監督員へ返却すること。
- (3) 土砂運搬計画の届出について  
土砂運搬については、岩手県が開催する「公共工事土量調査」を活用する。また、「岩手県土壌汚染対策指針」を踏まえた上で、所轄の広域振興局へ運搬計画を提出し、運搬許可の回答を得てから運搬を開始すること。また許可回答の写しを監督員に提出すること。

## 1.2 排水工事

- (1) 施工に先立ち、現地に人孔位置を落とし、人孔間距離の確認を行うこと。なお、今回施工箇所に障害物がある場合、速やかに監督員へ報告するとともに対応について協議すること。
- (2) 施工にあたり、床掘部の地下水位が高い場合は、「第2章 マネジメント業務編」により対策案を立案するとともに、監督員に報告し、承認を得たのちに対策を講じること。
- (3) マンホール構造は、足掛け金物の設置位置及びインバート施工について、詳細設計で示すこと。また、完成図にはマンホール蓋の中心座標を測定・記載すること。
- (4) 特殊人孔築造に当たり躯体コンクリート打設は、ひび割れ・亀裂等を生じない様、十分養生を行い、コンクリート打ち継ぎ目には必要に応じ止水板を設置するものとする。
- (5) 排水工事（本管・宅地枿・取付管）は完成後、舗装工事の前に発注者及び将来管理者の検査を受けること。また、検査の際に不備や修正を指示された場合は、速やかに対応すること。なお、将来管理者の検査については、完成前に協議を行い、検査の有無について調整を行うこと。

## 1.3 コンクリート

本工事で使用するコンクリートは下記によるものとする。

セメントは高炉B種を使用すること。それ以外による場合は、監督員と協議のこと。

- (1) コンクリート構造物に使用する水セメント比について、基盤整備工事共通仕様書土木編

1.3.2 (2) に規定する「耐久性に依存しないもの」とは、仮設構造物（数年の内に撤去するもの）、道路照明、標識、防護柵などの基礎構造物、均しコンクリートを指す。

(2) プレキャスト製品の基礎となる均しコンクリート及び擁壁工、カルバート工、橋台工、RC橋脚工における現場打ち構造物の基礎となる均しコンクリートは、基盤整備工事共通仕様書1.3.3に基づきコンクリート打設後の養生を行うこと。また前記以外の均しコンクリートにおいては、コンクリート打設後に必要な保護を行うこととする。

#### 1.4 分別解体等の条件明示について

本工事では、建築基礎やガス水道等の占用案件が撤去完了を前提として開始する。そのため分別解体等の対応は無いことを基本とする。なお不測の事態等で発現、確認された場合には監督員と協議し、以下の方法を含め協議し、決定する。

(1) 本工事における特定建設資材の分別解体等の方法は下記を標準とする。

イ. 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等（土木工事等）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

※作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

ロ. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株)アトラス	大船渡市立根町字細野 30-20
アスファルトコンクリート	(株)カネナカ	大槌町小槌字曾根 59
木材	(株)アトラス	大船渡市立根町字細野 30-20

※対象建設工事において発生する廃棄物のみとする。

#### 1.5 構造物（舗装）撤去及びアスファルト廃材・コンクリート廃材について

工事により発生するアスファルト廃材及びコンクリート廃材については、基盤整備工事共通仕様書除却編 3.1.1～3.3.4（「工事現場内の保管」「運搬及び処分の委託」「自己処理」「再資源化等」「産業廃棄物広域認定制度」「再資源化完了報告等」「最終処分」）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」を遵守し、以下の方法で適正に処理を行うこと。

- (1) アスファルト廃材及びコンクリート廃材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を受けた「産業廃棄物処理施設（再資源化施設）」に搬出すること。
- (2) 施工に先立ち、撤去構造物の規格、形状、寸法、体積等について監督員立会いの必要性の有無について協議すること。また、工事は原則として統括管理技術者または、監理技術者立会いのもと実施し、監督員に詳細な施工計画書を提出すること。工事が完了したときはその内容を監督員に報告すること。
- (3) アスファルト廃材及びコンクリート廃材の処分に先立ち、処分先、処分方法を記載した書面を監督員へ提出すること。
- (4) 廃棄物の運搬・処分を許可業者へ委託する場合には、委託契約書の写しを監督員へ提出すること。
- (5) 処分量・運搬台数・搬出先計量器の検定書（検定合格証明書の写し）が確認できる書面・写真等を監督員へ提出すること。
  - イ. 搬出にあたっては、検収によって算出した推定値（積載状況写真添付）と、処分先の重量測定結果を突き合わせて、出来高管理を行なうこと。なお、推定値の算出方法等については、監督員の承認を得ること。
  - ロ. 搬出については、計画的な集中搬出に努めること。
- (6) 搬出状況等について、定期的に監督員に報告すること。報告内容については、監督員の承認を得ること。
- (7) アスファルト廃材及びコンクリート廃材は 30 cm以下に破砕すること。
- (8) 山田町と機構との協議調整により災害廃棄物対象となる可能性がある。災害廃棄物となった場合は、処分費用が無料となるが、インセンティブフィーの対象としない。
- (9) アスファルト廃材及びコンクリート廃材の処分先については、積算上の条件明示であり、処分先、処分方法を指定するものではない。なお、受注者の選定する施設が下記施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

##### イ アスファルト廃材

- ・ 処分先：(株)カネナカ（大槌町小槌字曾根 59）
- ・ 運搬距離： L=19.8km（平均） ・ 単価： 2,000 円/t

##### ロ コンクリート廃材

- ・ 処分先：(株)アトラス（大船渡市立根町字細野 30-20）
- ・ 運搬距離： L=60.6km（平均） ・ 単価： 1,500 円/t（無筋コンクリート）

1,500 円/t(鉄筋コンクリート)

#### 1.6 交通誘導員について

受注者は、位置図に示す箇所に、交通誘導員を各箇所1人配置し、工事車両による事故等の発生防止を図ること。

- (1) 配置人数は、合計約1,980人とする。
- (2) 配置時間は、工事の作業時間とする。

警察、他工事施工者等との協議により、配置計画の変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

なお、数量総括表に示す交通整理員の警備業法に基づく資格については、所轄の警察と協議により決定すること。

#### 1.7 仮設道路工について

仮設道路工については、現地の地質条件、工事工程を踏まえ、下記の通り構造、期間等を見込んでいる。ただし、下記のような条件による変更が生じる場合には、仮設計画を立案し、監督員の承認を得ること。

- (1) 工事の実施上、追加工事により増(減)工が生じる場合
- (2) 不可抗力的な起因により工期延長が生じる場合
- (3) 不可抗力的な起因により工事工程に変更が生じる場合

予定仮設道路工については、下記のとおりとする。

- (1) 構造：鉄板敷
- (2) 搬入枚数：鉄板(1524×6096×22)
  - 織笠地区 防災集団移転促進事業区域(高台部) 360枚
  - 土砂仮置き場(津波災害危険区域) 52枚
  - 区画整理事業区域 228枚
- (3) 期間：
  - 織笠地区 防災集団移転促進事業区域(高台部) 690日
  - 土砂仮置き場(津波災害危険区域) 90日
  - 区画整理事業区域 300日
- (4) 敷設計画：仮設道路平面図 参照  
尚 転用を基本とする。

## 第4章 設計図書条件

### 1 設計条件

(1) 設計図書の設計条件は下表のとおり。

項目	設計条件等	引用した設計基準等
造成計画平面図	造成、防災、法面勾配、宅地擁壁等の基準	宅地土工指針（案）(H20.4) 宅地擁壁設計・施工の留意点(H20.7) 宅地防災マニュアル(H19.3) 宅地耐震設計マニュアル(案)(H20.4)
	土量変化率は、以下のとおり想定している、 土砂 C=0.90、L=1.25 軟岩Ⅰ C=1.05、L=1.25 軟岩Ⅱ C=1.15、L=1.50 中硬岩 C=1.25、L=1.60 L：地山に対して堀ゆるめた状態 C：地山に対して締固め後の状態  ※ 設計上の土量配分は、土砂、軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ及び中硬岩の土量による加重平均として C=0.95で算定している。	宅地土工指針（案）(H20.4)
地盤改良工平面図	ボーリング柱状図による想定となっていることから、地質調査結果（室内試験等）に基づいて検討する必要がある。	
一次防災計画平面図	沈砂柵については、堆積する土砂浚渫回数等を考慮し適切な規模及び配置となるように検討する必要がある。	
二次防災計画平面図	法面の小段排水工等については、流量計算を行い、断面及びピッチを決定する必要がある。	

(2) 上記(1)は、発注時の設計基準であり、詳細設計に用いる設計基準については、公共団体等との詳細設計協議により決定すること。



【設計・施工条件一覧】

	関係法令	適用条項等	役割分担		協議先	・防災集団移転促進事業区域(高台部) ・土砂放置場(津波災害危険区域)	区画整理事業区域
			UR	受注者			
関係法令による許認可等必要手続	<b>都市計画関係</b>						
	都市計画法	29条 開発行為の許可、32条 公共施設の管理者の同意等	○	図書作成	山田町建設課 岩手県都市計画課	該当	
	土地区画整理法		○		岩手県、山田町		該当
	水道法	10条 事業の変更	○	図書作成	山田町上下水道課	該当	該当
	下水道法	4条 事業計画の策定、16条 工事等の承認、24条 行為の制限等	○	図書作成	山田町上下水道課	該当	該当
	消防法	防火水槽設置、消火栓	○	図書作成	宮古地区地区広域行政組合消防本部 山田町消防署	該当	該当
	農地法	4条 農地転用	○	図書作成	山田町農林課 山田町農業委員会	該当	-
	<b>河川・砂防関係</b>						
	河川法	第24条 土地の占用の許可 第26条 工作物の新築等の許可	○	図書作成	岩手県宮古土木センター河川港湾課 山田町建設課	該当	
	急傾斜地法	7条 行為の制限	○	図書作成	岩手県宮古土木センター河川港湾課 岩手県砂防災害課	該当	該当
	土砂災害防止法	急傾斜地指定区域の変更手続き	○	図書作成	岩手県宮古土木センター河川港湾課 岩手県砂防災害課	該当	該当
	<b>道路関係</b>						
	道路法	24条 道路管理者以外の者の行う工事 32条 道路占用許可		○	山田町建設課	該当	該当
	<b>住宅建築関係</b>						
	建築基準法	18条2項 計画通知手続き 88条 工作物の確認申請	○	図書作成	山田町都市計画課 岩手県宮古土木センター建築指導課	該当	該当
	浄化槽法	5条 設置等の届出、勧告及び変更命令	○	図書作成	山田町住民生活課	該当	該当
	<b>土地関係</b>						
	文化財保護法	54条、55条、92条、93条 ※埋蔵文化財については教育委員会生涯学習課にて照会し、その有無を確認する	○	図書作成	山田町教育委員会生涯学習課 岩手県教育庁文化財保護課	該当 (事業着手後試掘調査)	該当 (事業着手後試掘調査)
	<b>港湾・海岸</b>						
	港湾法	37条 港湾区域内の工事等の許可			岩手県宮古土木センター河川港湾課	-	-
	海岸法	7条 海岸保全区域の占用 8条 海岸保全区域における行為の制限			岩手県宮古土木センター河川港湾課	-	-
	漁港漁場整備法	39条 漁港区域内の工作物建設等の許可			岩手県宮古土木センター河川港湾課	-	-
		37条 漁港施設の形質変更等の許可			岩手県宮古土木センター河川港湾課	-	-
	<b>環境</b>						
	土壌汚染対策法	4条、5条	○	図書作成	山田町 岩手県宮古保健福祉環境センター	(板柵沈砂槽)設置部 切土自然由来・盛土箇所	盛土箇所
	廃掃法	12条2項 保管場所の掲示 12条3項 業者へ管理表交付 14条1項 産業廃棄物袖手・運搬業の許可 14条6項 産業廃棄物処分業の許可		○	山田町 岩手県環境生活部	該当	該当
	建設リサイクル法	11条 対象建設工事の通知	○	図書作成	山田町 岩手県環境生活部	該当	該当
		12条 事項の説明		○	山田町	該当	該当
	森林法	◎地域森林計画対象森林区域があるとき ①復興整備計画に位置づけるとき ⇒事前に・地権者同意、・区域除外面積の適正さ等の確認要 ②復興整備計画に位置付けない場合 ⇒林地開発協議及び10条 伐採届 が必要 ◎34条 保安林	○	図書作成	山田町農林課 岩手県宮古土木センター道路都市課	該当	-
	火薬類取締法	12条 火薬庫、17条 譲渡・譲受の許可 25条 消費の許可		○	山田町消防署	該当	該当
	道路交通法	77条 道路の使用の許可、78条 許可の手続		○	宮古警察署	該当	該当
	道路運送法	50条 工事施行		○	国土交通省自動車交通局	該当	該当
	道路運送車両法	4条 自動車登録		○	東北運輸局岩手運輸支局	該当	該当
	ダンプ規制法	3条 表示番号の指定、4条 表示番号の表示 6条 積載重量の自重計の取付け		○	東北運輸局岩手運輸支局	該当	該当
	オフロード法	28条 排出の抑制		○		該当	該当
	残土条例	(廃棄物処理法) (建設リサイクル法) (岩手県土壌汚染対策指針)		○	岩手県環境課	該当	
	その他	その他業務実施に際し、必要となった関係法令等に係る手続きについては、監督員等と協議し実施すること。	○	○		該当	該当

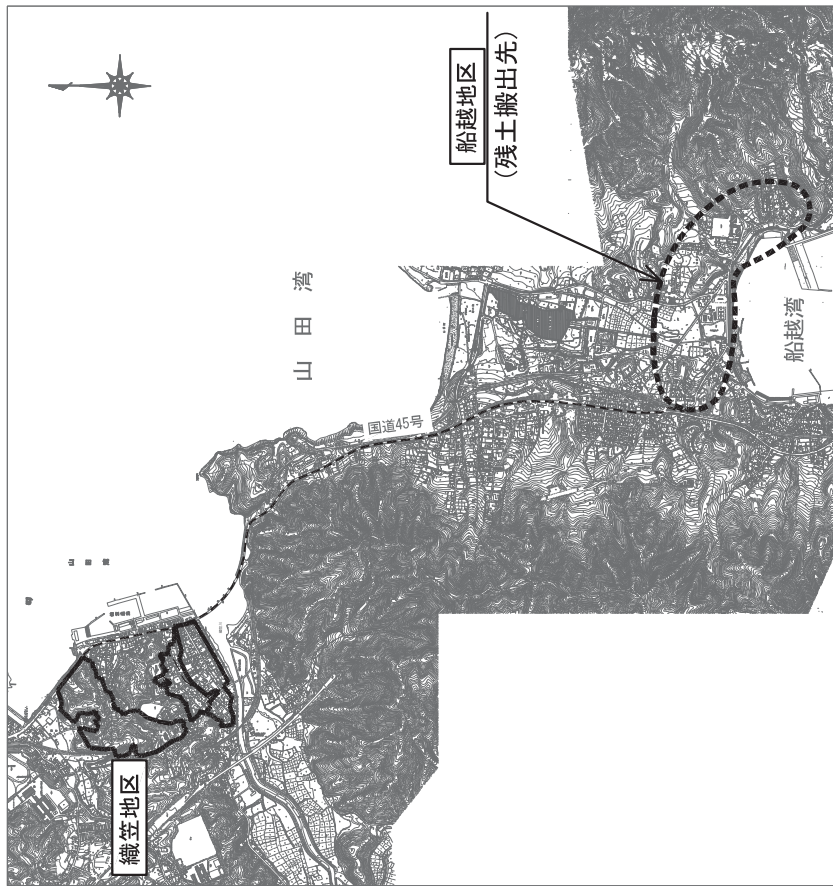
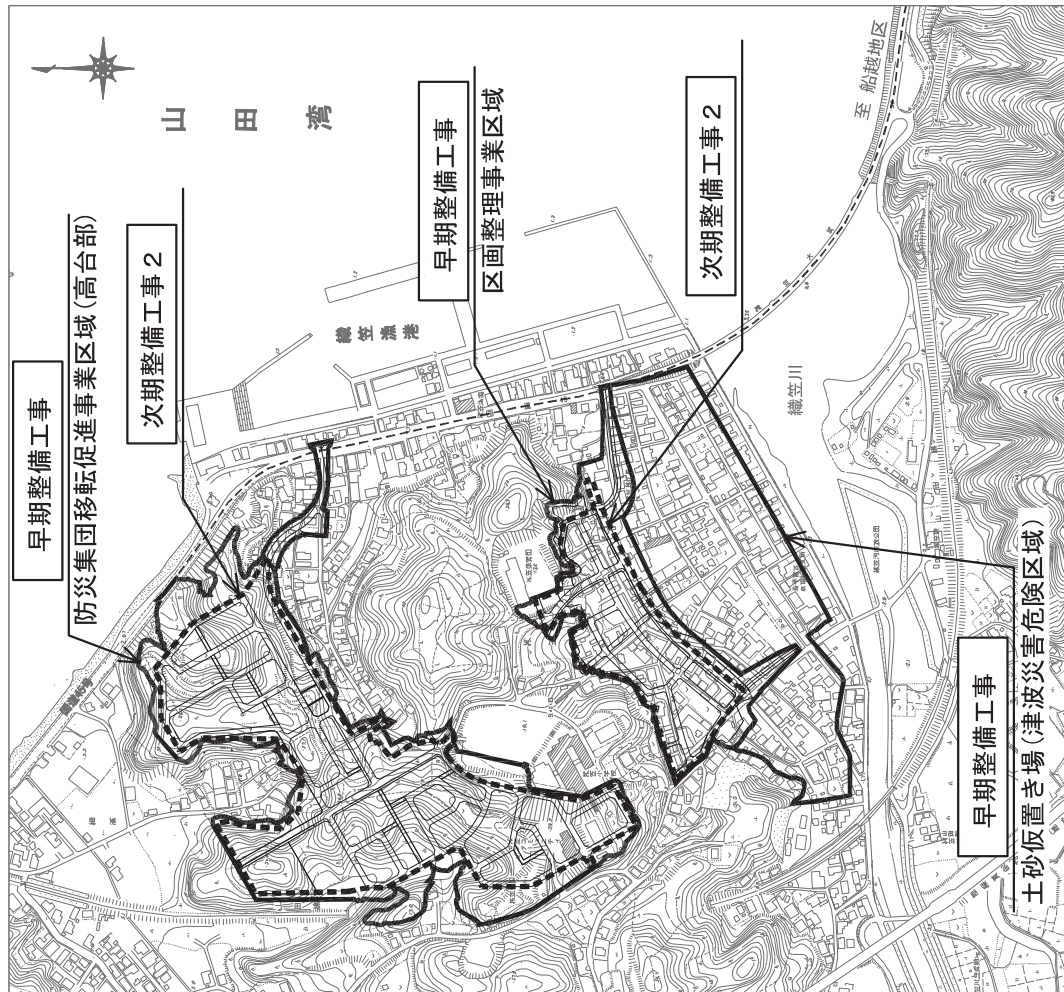
平成24年度 織笠地区・山田地区整地工事

【設計・施工条件一覧】

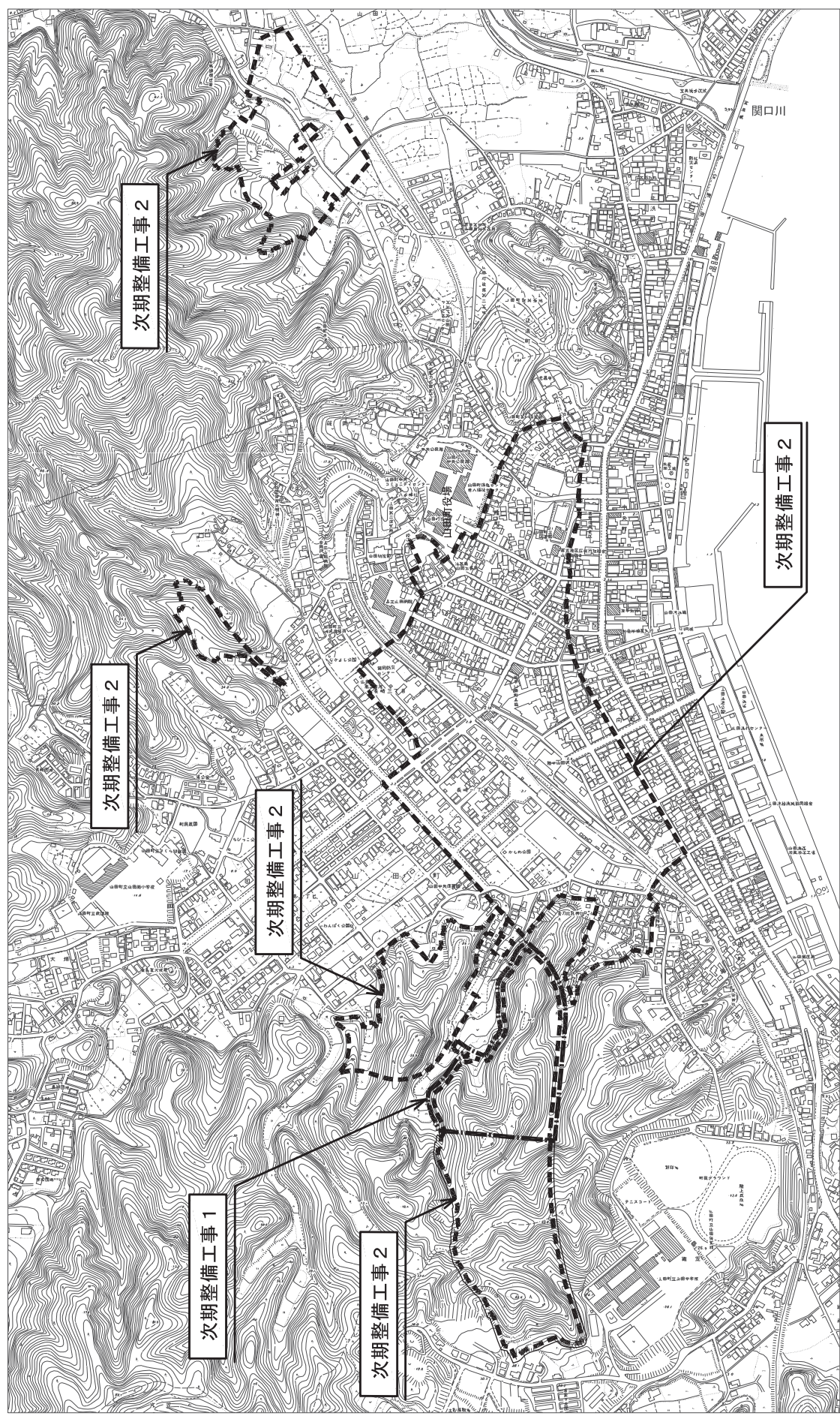
		協議先	防災集団移転促進事業(高台部) 土砂仮置き場(津波災害危険区域)	区画整理事業地区	
<p>【織笠地区 造成計画前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災集団移転促進事業は、H24.7.25に大臣同意を取得済。</li> <li>● 区画整理事業は、H24.11.30に都市計画決定済。</li> </ul> <p>○ 防災集団移転促進事業区域(高台部)から発生した掘削土は、区画整理事業区域、土砂仮置き場(津波災害危険区域)及び船越地区へダンプトラックにて搬出する計画である。</p> <p>○ 掘削土搬出は、主に国道45号線及び都市計画道路織笠外山線を使用することとなるため、周辺既存交通への影響を考慮する必要がある。また、他事業による工事車両との運行調整も考慮する必要がある。</p> <p>○ 設計基準は、岩手県の「開発許可基準」に準拠することを基本とする。</p> <p>○ 低地部盛土範囲(区画整理事業区域及び土砂仮置き場(津波災害危険区域))は、既存生活者の動線を確保した、運土計画及び施工計画とすること。</p> <p>○ 軟弱地盤対策は、既往ボーリング柱状図を基に計画したものである。施工にあたっては、現在実施中の追加調査(室内試験他)結果に基づき精査が必要である。追加調査結果は、H25年4月提示予定。</p> <p>○ 防災集団移転促進事業(高台部)の国道45号線への取付道路(東側6m道路)は、道路計画地の用地条件(地権者同意等)により線形が、変更となる可能性がある。</p> <p>○ 区画整理事業区域の国道45号線への取付道路は、防潮堤工事及び国道45号線の嵩上整備までの暫定計画である。詳細設計及び施工にあたっては、将来計画を含め関係機関との協議を要す。</p>	<p>(雨水排水路を含む)</p>	<p>構造</p> <p>山田町建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高台部への取付道路(W=9m道路)及び区画道路は、岩手県開発許可制度の基準による構造(幅員、勾配、線形、舗装構成、付属施設等)とする。詳細は、山田町及び岩手県との協議による。</li> <li>・雨水排水は、濁水等による良好な漁場への影響を回避するよう、海への土砂流出等を抑制する対策等について、港湾管理者、道路管理者及び漁協等との十分な調整を行い、流末、経路等の協議調整が必要。</li> <li>・雨水排水の放流先河川の流下能力、改修の有無等について協議調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高台部からの道路(W=9m道路)、国道への取付道路及び区画道路は、岩手県開発許可制度の基準による構造(幅員、勾配、線形、舗装構成、付属施設等)とする。詳細は、山田町及び岩手県との協議による。</li> <li>・雨水排水は、濁水等による良好な漁場への影響を回避するよう、海への土砂流出等を抑制する対策等について、港湾管理者、道路管理者及び漁協等との十分な調整を行い、流末、経路等の協議調整が必要。</li> </ul>	
		<p>管理</p> <p>山田町建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の維持・管理・修繕についての協議</li> <li>・通学路の安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の維持・管理・修繕についての協議</li> <li>・通学路の安全対策</li> </ul>	
		<p>接道</p>	<p>国交省三陸国道事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道45号への接道に伴う交差点協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道45号への接道に伴う交差点協議</li> </ul>
			<p>山田町建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路織笠外山線への接道に伴う交差点協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町道への接道に伴う交差点協議</li> </ul>
		<p>用地</p> <p>山田町建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属先との協議：[道路、河川・水路、急傾斜地]</li> <li>・地権者同意・用地買収等に係る事項は別途協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属先との協議：[道路、河川・水路、急傾斜地]</li> <li>・地権者同意・用地買収等に係る事項は別途協議。</li> </ul>	
		<p>急傾斜地(斜面)</p> <p>岩手県宮古土木センター 岩手県土木整備部 砂防防災課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩落危険箇所は、防災のため設置されている施設が支障となる場合には財産処分の手続きが必要。</li> <li>・急傾斜地崩落危険箇所が、計画区域内に含まれ、防災施設が工事にかからない場合は、行為制限の許可で施工は可能。造成工事完了後に、必要に応じ、急傾斜地法の区域変更の手続きを行うこと。(地区内に指定区域有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩落危険箇所は、防災のため設置されている施設が支障となる場合には財産処分の手続きが必要。</li> <li>・急傾斜地崩落危険箇所が、計画区域内に含まれ、防災施設が工事にかからない場合は、行為制限の許可で施工は可能。造成工事完了後に、必要に応じ、急傾斜地法の区域変更の手続きを行うこと。(地区隣接地に指定区域有)</li> </ul>	
		<p>消防</p> <p>宮古地区地区広域行政 組合消防本部 山田町消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防水利は、消防法第20条第1項の規定に基づく、「消防水利の基準」による。</li> <li>・消防水利として公園内に防火水槽を計画する。消火栓は、対象物から120m以内を原則に計画する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防水利は、消防法第20条第1項の規定に基づく、「消防水利の基準」による。</li> <li>・消防水利として公園内に防火水槽を計画する。消火栓は、対象物から120m以内を原則に計画する。</li> </ul>	
		<p>汚水</p> <p>山田町上下水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合型合併浄化槽とし、浄化槽規模は、各地区の移転戸数に応じて設計する。詳細については、山田町との協議による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合型合併浄化槽とし、浄化槽規模は、各地区の移転戸数に応じて設計する。詳細については、山田町との協議による。</li> </ul>	
		<p>上水道</p> <p>山田町上下水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設管の状況について確認する必要がある。また整地工事に伴う既設管の取り扱い(敷設替え等)について協議が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設管の状況について確認する必要がある。また整地工事に伴う既設管の取り扱い(敷設替え等)について協議が必要。</li> </ul>	
		<p>農地</p> <p>山田町農業委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の農地転用は、町農業委員会への届出が必要。</li> <li>・復興整備計画に位置付けられる区域内に存する農地は、特例的に農地転用があったものとみなされ、転用が許可される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の農地転用は、町農業委員会への届出が必要。</li> <li>・復興整備計画に位置付けられる区域内に存する農地は、特例的に農地転用があったものとみなされ、転用が許可される。</li> </ul>	
<p>公安(警察)</p>	<p>宮古警察署交通課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第95条の2により、計画について公安委員会への意見照会が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第95条の2により、計画について公安委員会への意見照会が必要。</li> </ul>		
	<p>岩手県警察本部交通部 交通規制課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記を踏まえ、確認協議が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記を踏まえ、確認協議が必要。</li> </ul>		
<p>NTT 東北電力</p> <p>NTTインフラネット 設備部・事業開発部 東北電力岩手支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建柱計画は、山田町及び東北電力との協議後、東北電力とNTTにより調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建柱計画は、山田町及び東北電力との協議後、東北電力とNTTにより調整。</li> </ul>			
<p>1, 設計・施工条件</p>	<p>現地状況</p> <p>山田町</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①国道45号に近接している。交通支障の軽減と円滑な運土計画が重要。</li> <li>②施工区域周辺には、既存集落、小学校、保育園が近接しており、工事中における安全対策が重要。</li> <li>③国道の道路使用等、警察協議について現計画にて協議調整中。</li> <li>④工事中における生活道路の切廻しが必要。</li> <li>⑤土砂仮置き場に既存家屋の基礎構造物が残存している場合は、別途協議。(基礎構造物は、H25年度に町により撤去予定)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①国道45号に近接している。交通支障の軽減と円滑な運土計画が重要。</li> <li>②施工区域周辺には、既存集落、小学校、保育園が近接しており、工事中における安全対策が重要。</li> <li>③国道の道路使用等、警察協議について現計画にて協議調整中。</li> <li>④工事中における生活道路の切廻しが必要。</li> <li>⑤盛土区域に既存家屋の基礎構造物が残存している場合は、別途協議。(基礎構造物は、H25年度に町により撤去予定)</li> </ol>		
<p>土工</p> <p>山田町 JR東日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中硬岩掘削に伴う発破掘削など工事説明が必要。騒音・振動等環境対策を確実にすること。</li> <li>・JR近接施工及びトンネル上部掘削に係る設計協議を行うこと。</li> <li>・土砂仮置き場(津波災害危険区域)の盛土範囲及び盛土高(H=1.0m)は、暫定計画である。盛土範囲の拡大及び盛土高の増高について協議を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存基礎コンクリート等撤去工事(山田町施工)後の盛土基盤整正について現地状況の確認が必要。</li> </ul>			
<p>排水</p> <p>山田町 三陸やまだ漁協等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水流末河川の流下能力等について精査が必要。改修等については、別途協議。</li> <li>・工事中の濁水流出防止について、細心の注意を払う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の濁水流出防止について、細心の注意を払う必要がある。</li> <li>・土砂仮置き場(津波災害危険区域)東側の雨水排水箇所における仮設計画(沈砂池設置、排水ポンプの設置、既設水路の閉塞・改修等)について、関係機関との綿密な調整が必要。</li> </ul>			
<p>2, 参考</p> <p>・施工するうえで、仮設検討等での参考とする現地情報</p>	<p>施工ヤード</p> <p>地権者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側の施工区域と現況交差点部に囲まれた範囲は、施工ヤード(沈砂池設置等)として使用可能な用地あり。使用に当たっては、土壌汚染対策法による対応が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路及び保育園通路の確保について、時間帯及び経路の確認が必要。通路切り回しに伴う盛土工の施工展開に留意が必要。</li> </ul>		
	<p>通学路及び 保育園通路</p> <p>山田町 織笠小学校 織笠保育園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路及び保育園通路の確保について、時間帯及び経路の確認が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路及び保育園通路の確保について、時間帯及び経路の確認が必要。通路切り回しに伴う盛土工の施工展開に留意が必要。</li> </ul>		

# 山田町 織笠地区 位置図

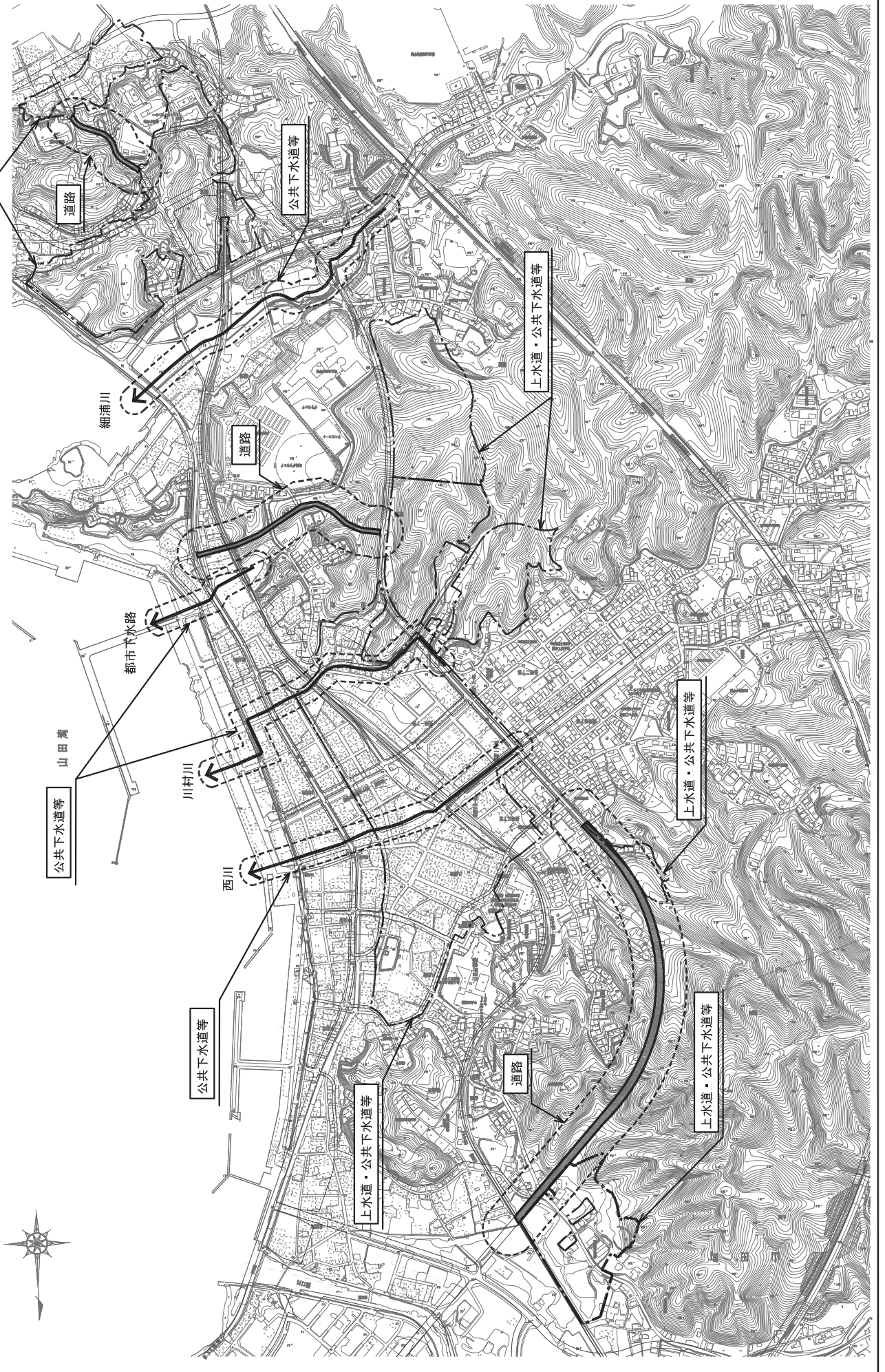
別添 1



山田町 山田地区 位置図



関連事業 (道路) (上水道) (公共下水道等) 位置図



上水道・公共下水道等

道路

公共下水道等

上水道・公共下水道等

道路

都市下水路

公共下水道等

公共下水道等

上水道・公共下水道等

道路

上水道・公共下水道等

上水道・公共下水道等

